

部長会議付議事案書（協議）

（令和2年7月7日）

提案課名 総合政策課

報告者名 高垣 秀一

事案名	令和3年度県の施策、予算等に関する要望について	資料 有
提案趣旨	<p>神奈川県及び各政党への要望事項を取りまとめた「令和3年度県の施策、予算等に関する要望書」について、関係各課等と調整してきましたが、要望書を提出するに当たり、その内容を最終確認していただくため、協議事項として提出するものです。</p> <p>また、併せて今年度の要望活動の日程等について報告するものです。</p>	
概要	<p>1 県の施策等に関する要望書・・・別添のとおり</p> <p>(1) 提出先 神奈川県(県庁、湘南地域県政総合センター及び平塚土木事務所、県警本部)</p> <p>(2) 要望内容 本市独自の要望事項</p> <p>(3) 要望事項 26項目(新規:3項目、一部新規:3項目、継続:20項目)</p> <p>2 県の予算等に関する要望書・・・別添のとおり</p> <p>(1) 提出先</p> <p>ア 自由民主党神奈川県議会議員団</p> <p>イ 立憲民主党・民権クラブ神奈川県議会議員団</p> <p>ウ 公明党神奈川県議会議員団</p> <p>エ かながわ県民・民主フォーラム神奈川県議会議員団</p> <p>(2) 要望内容 広域的な観点や国の制度・法律に関する要望事項</p> <p>(3) 要望事項 9項目(新規:2項目、一部新規:3項目、継続:4項目)</p>	
経過	<p>令和2年4月 各課等へ要望事項の照会</p> <p>〃 4月～6月 要望先の日程調整、各課等との内容調整、要望書案の作成</p>	
今後の進め方	別紙「令和3年度県への要望活動の日程・出席者一覧」のとおり	

令和3年度県の施策・予算等に関する要望項目一覧

No.	主 題	区分	担当課	要望先	単独 要望	政党 要望	
1	国道246号バイパス(厚木秦野道路)の当 市区間の早期事業化に対する支援につい て	継続	国県事業 推進課	県土整備局	1	1	
2	県道62号(平塚秦野)の改良について	継続				2	
3	県道70号(秦野清川)の改良について	継続				3	
4	県道612号(上粕屋南金目)の改良等につ いて	継続				4	2
5	県道613号(曾屋鶴巻)の改良について	継続				5	
6	県道701号(大山秦野)の改良について	継続				6	
7	県道704号(秦野停車場)の改良等につい て	継続				7	
8	県道705号(堀山下秦野停車場)の改良等につ いて	継続				8	3
9	県立秦野戸川公園の整備促進について	継続				9	4
10	河川の整備促進について	継続				10	
11	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止 対策について	継続	農業振興課		11		
12	二級河川水無川の河床整備について	継続	防災課		12		
13	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	一部 新規			13		
14	土砂災害対策の促進について	継続			14		

No.	主 題	区分	担当課	要望先	単独 要望	政党 要望
15	砂防事業の促進について	継続	国県事業 推進課	県土整備局	15	
16	県営住宅における高齢者支援体制の整備 について	新規	地域共生 推進課		16	
17	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等 の 効果的な活用について	新規	総合政策課	県土整備局 環境農政局	17	5
18	治山事業の実施について	継続	環境共生課	環境農政局	18	
19	一般家庭の合併処理浄化槽転換促進等へ の支援について	継続	生活環境課		19	
20	野生鳥獣対策について	一部 新規	農業振興課		20	6
21	全国育樹祭の開催について	継続	環境共生課		21	
22	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する 指導の強化について	継続	環境資源 対策課		22	
23	産科医の確保及び医療体制の整備・充実 について	継続	健康づくり課	保健福祉局	23	7
24	障害者の就労支援等について	継続	障害福祉課	産業労働局	24	
25	福祉施策に係る人材の確保について	一部 新規	保育こども園課・ 高齢介護課・障 害福祉課	福祉子どもみら い局	25	8
26	学校給食における職員配置等への支援に ついて	継続	学校教育課	教育局	26	9
27	東海大学駅前交番の移転・整備について	継続	総合政策課	県警本部	27	

令和3年度県の施策・予算等に関する要望活動 日程一覧（令和2年度実施）

1 要望活動等の日程

	要望先	日 時	場 所
県議調整	神倉県議	7月13日（月）10:00～11:30	3A会議室
	加藤県議	〃 13:30～15:00	〃
政党要望	公明党	7月20日（月）13:30～14:00	湘南地域県政総合センター
	立憲民主党	7月27日（月）午前中で調整中	県政総合センター（厚木 or 小田原）
	自民党	7月29日（水）15:00～15:40	湘南地域県政総合センター
	かながわ県民・民主フォーラム	ヒアリングなし。要望書郵送のみ。	
単独要望	湘南地域県政総合センター・平塚土木事務所	8月4日（火）10:00～11:00	湘南地域県政総合センター
	県庁（武井副知事）	8月5日（水）10:00～10:20	県庁
	県警（地域総務課長）	〃 11:00～11:20	県警本部

2 出席者

		県議事前調整 【7/13(月)】	政党ヒアリング 【7/20(月)】 【7/27(月)】 【7/29(水)】	湘南センター・平塚土木要望 【8/4(火)】	県庁要望 【8/5(水)】	県警要望 【8/5(水)】
1	市長	●	●	●	●	●
2	副市長	●	—	—	—	—
3	教育長	●	—	—	—	—
4	政策部長	●	●	●	●	●
5	くらし安心部長	●	—	●	—	—
6	福祉部長	●	●	—	—	—
7	こども健康部長	●	●	—	—	—
8	環境産業部長	●	●	●	—	—
9	建設部長	●	●	●	●	—
10	教育部長	●	●	—	—	—

※ ●の箇所について日程の確保をお願いいたします。

※ 県議事前調整、政党、湘南C・平土は、要望事項所管部長の出席。
県庁は、政策部長及び建設部長の出席。

令和3年度

県の施策等に関する要望書

秦 野 市

目 次

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
1	国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区間の早期事業化に対する支援について	1	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
2	県道62号（平塚秦野）の改良について	5	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
3	県道70号（秦野清川）の改良について	7	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
4	県道612号（上粕屋南金目）の改良等について	9	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
5	県道613号（曾屋鶴巻）の改良について	11	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
6	県道701号（大山秦野）の改良について	15	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
7	県道704号（秦野停車場）の改良等について	17	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
8	県道705号（堀山下秦野停車場）の改良等について	19	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
9	県立秦野戸川公園の整備促進について	21	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
10	河川の整備促進について	23	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課
11	農業用水取水に伴う河川の河床浸食防止策について	29	継続	県土整備局	環境産業部 農業振興課
12	二級河川水無川の河床整備について	33	一部 新規	県土整備局	くらし安心部 防災課
13	急傾斜地崩壊対策事業の促進について	35	一部 新規	県土整備局	くらし安心部 防災課
14	土砂災害防止策の促進について	41	継続	県土整備局	くらし安心部 防災課
15	砂防事業の促進について	43	継続	県土整備局	建設部 国県事業推進課

No.	要 望 事 項	ページ	区分	所管部局	当市担当課
16	県営住宅における入居者支援体制の整備について	49	新規	県土整備局	福祉部 地域共生推進課
17	表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について	51	新規	県土整備局 環境農政局	政策部 総合政策課
18	治山事業の実施について	53	継続	環境農政局	環境産業部 環境共生課
19	一般家庭の合併処理浄化槽転換促進等への支援について	59	継続	環境農政局	環境産業部 生活環境課
20	野生鳥獣対策について	61	一部 新規	環境農政局	環境産業部 農業振興課
21	全国育樹祭の開催について	63	継続	環境農政局	環境産業部 環境共生課
22	事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について	65	継続	環境農政局	環境産業部 環境資源対策課
23	産科医の確保及び医療体制の整備・充実について	67	継続	健康医療局	こども健康部 健康づくり課
24	障害者の就労支援等について	69	継続	産業労働局	福祉部 障害福祉課
25	福祉施策に係る人材の確保等について	71	一部 新規	福祉子ども みらい局	こども健康部 保育こども園課 福祉部 高齢介護課 障害福祉課
26	学校給食導入等への支援について	73	継続	教育局	教育部 学校教育課
27	東海大学駅前交番の移転・整備について	75	継続	警察本部	政策部 総合政策課

※ 一部新規の要望事項は、本文中 (下線) で表示しています。

1 国道246号バイパス（厚木秦野道路）の当市未事業区
間の早期事業化に対する支援について

継続

要望事項

国道246号バイパスの当市区間（10.6 km）について、有料道路事業など様々な整備手法の検討を行うとともに、早期全線事業化、全線整備を図るよう、国への働きかけについて、県の積極的な支援をお願いいたします。

現状

(1) 国道246号バイパスは、沿線の交通環境改善等の役割を担い、平成8年6月に全線が都市計画決定（計画延長29.1 km）されました。厚木市、伊勢原市及び当市の一部の区間は、すでに事業化されていますが、未だ当市区間の一部（秦野中井IC～秦野西IC（仮称）6.9 km）を含む計画区間の全線事業化は図られていません。

(2) 令和3年度に完成予定の新東名高速道路の秦野IC（仮称）へのアクセス道路（オンランプ・オフランプ）が、現国道246号の渋滞区間である当市菖蒲地内に接続される計画であり、渋滞問題に拍車をかけることが懸念されます。

効果

東名高速道路と新東名高速道路及び圏央道が一体となる国道246号バイパスは、県央・県西部の新たな東西交通軸として、現国道の渋滞解消をはじめ、沿線都市の経済活性化や地域交流の促進、国土強靱化等を図る上で、重要な役割を果たします。

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、企業が海外の生産拠点を閉鎖し、国内サプライチェーンに回帰しようとする動きも見られる中、当市未事業化区間6.9 kmの中央部に整備が予定されている渋沢IC（仮称）は、本市製造業の約9割を集積する3か所の工業

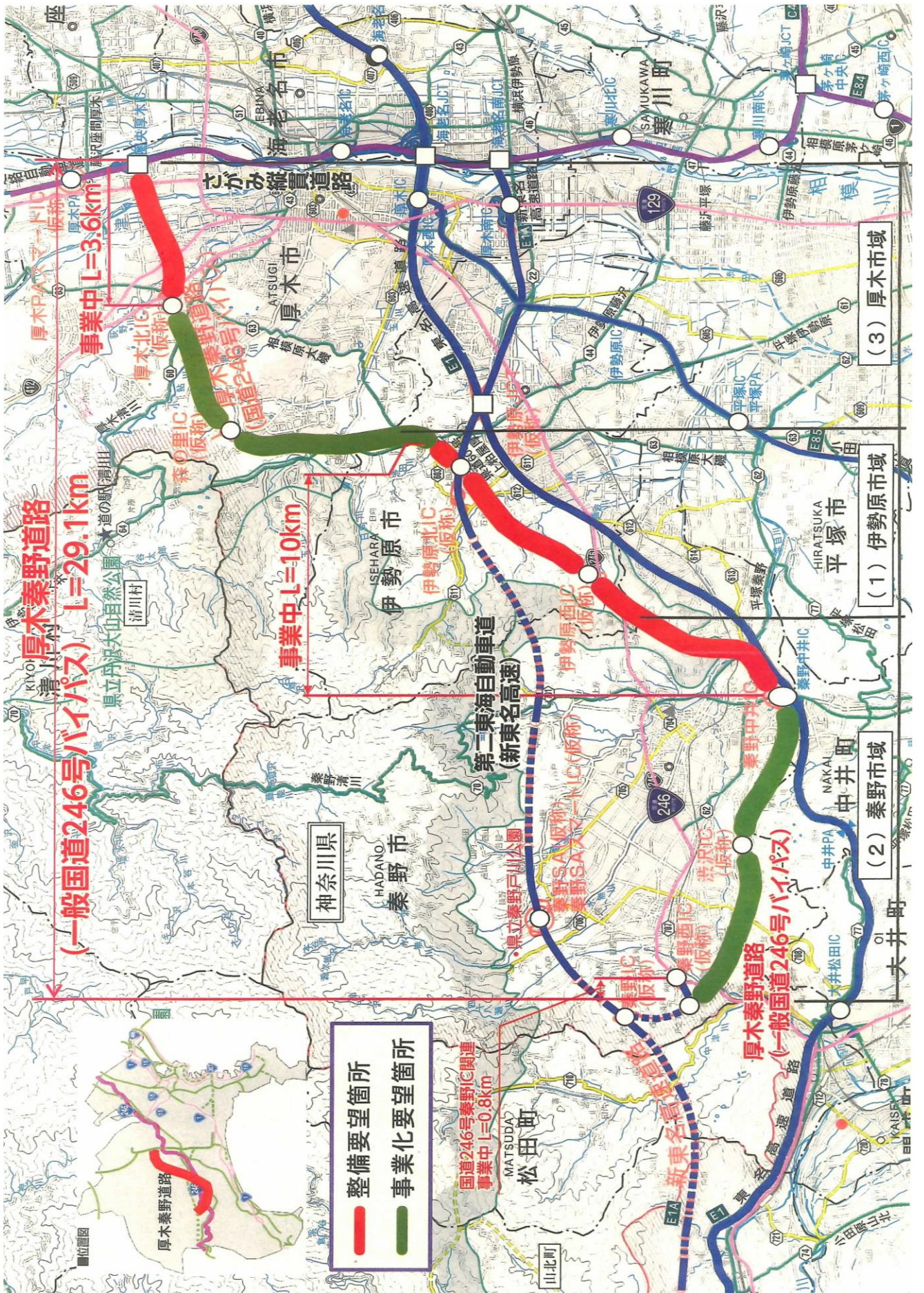
団地（曾屋原、堀山下、平沢）に近接しており、市内企業の更なる発展に大きく寄与します。

(2) 現在、本県において、神奈川県西部地震、東海地震等の切迫性が指摘される中、県が作成した「津波浸水予測図」では、最大で14m超の津波が本県の沿岸を襲うと想定されています。沿岸部に甚大な被害が生じれば、県西・県央における復興拠点としての役割を担う内陸部の自治体にとって、国道246号バイパスは救援物資等の輸送に効果的な道路となります。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

要望箇所図（3ページに掲載）



要望事項

- 1 秦才橋から下大槻バス停までの道路法面の安全対策及び歩道の整備をお願いします。
- 2 南平橋から欠ノ上バス停先まで(約940m)の歩道の未整備区間について整備をお願いします。

現状

- (1) 県道62号(平塚秦野)は、「かながわのみちづくり計画」において、東名高速道路の秦野中井インターチェンジへのアクセスを強化する道路に位置付けられ、計画の熟度を高めていく重要な道路とされています。
- (2) 当市から平塚市街、小田原厚木道路への主要なアクセス道路であり、車両通行量が多い反面、周囲には、集落や耕作地、特別養護老人ホームなどがあり、歩行者の通行や横断も多い状況です。
- (3) 秦才橋から下大槻バス停までの道路法面については、自然の法面であることから、浸食等による路肩やガードレールの崩落が懸念されます。
- (4) 南平橋から欠ノ上バス停先までの約940mについては、約680mの区間で張出歩道が整備されていますが、歩行者等の安全が確保されていない未整備区間があります。

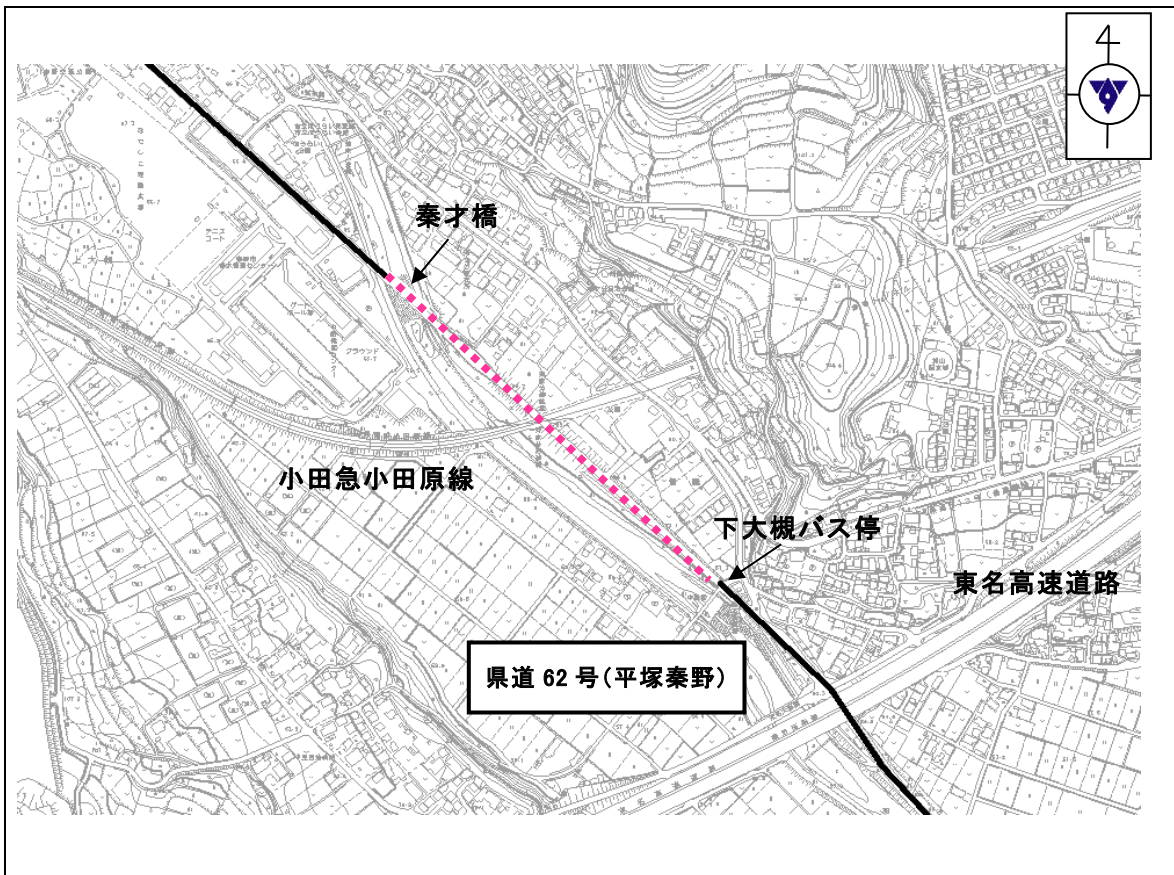
効果

法面及び歩道の整備により、安全な交通環境が確保されます。

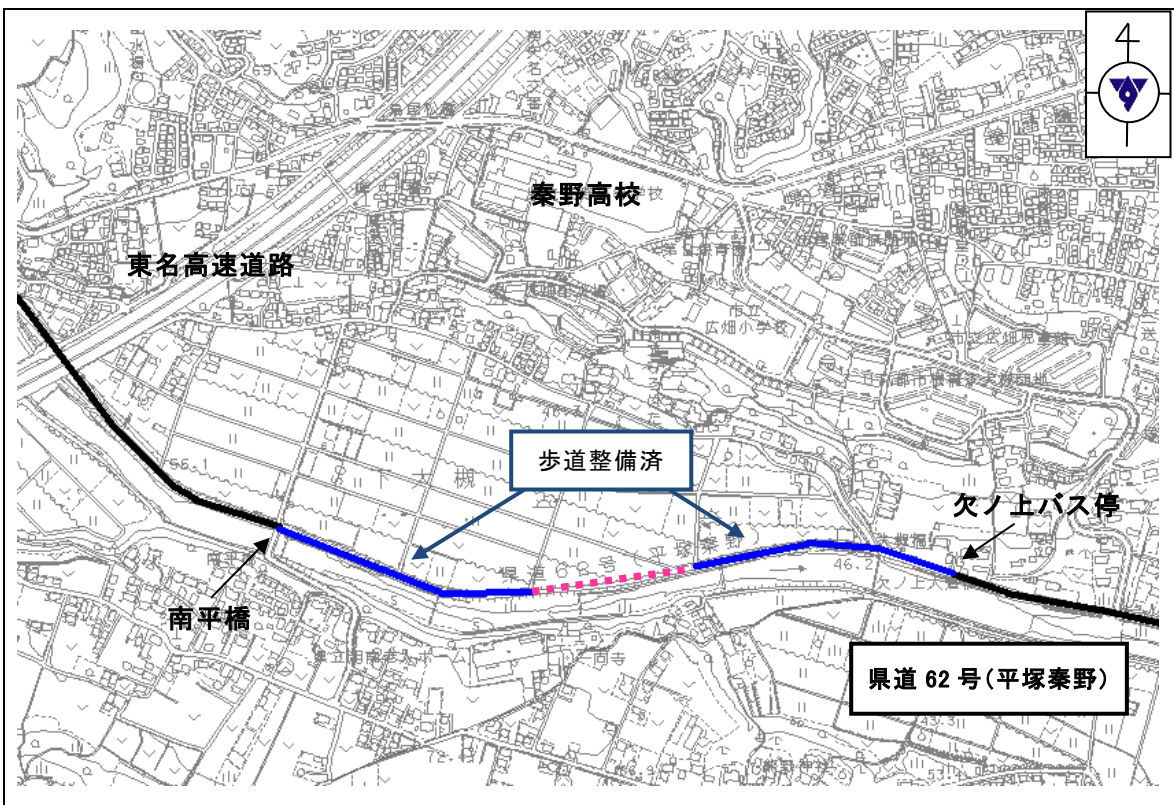
要望先

平塚土木事務所

要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望事項

歩道の未整備区間（鳥居前バス停）について早期の整備をお願いします。

現状

（1）県道70号（秦野清川）は、自転車（ロードバイク等）で坂を上るヒルクライムやバイクツーリング、ハイキングなどで人気が高く、市内外から多くの人を訪れる道路です。しかし、当区間は、勾配がきつく幅員が狭いうえ、区間の一部に、歩道が整備されていない箇所があるため、自転車等のスピード超過により、歩行者の安全確保が課題となっています。

（2）平成25年度から、本市及び関係機関で組織する秦野市交通安全対策協議会が、ヤビツ峠を利用するサイクリストに交通ルールの徹底と自転車マナーの向上を図るため、年に1回キャンペーンを実施しています。

（3）平成29年8月28日、大鳥居付近の歩道整備について、関係地権者から要望書が提出されています。

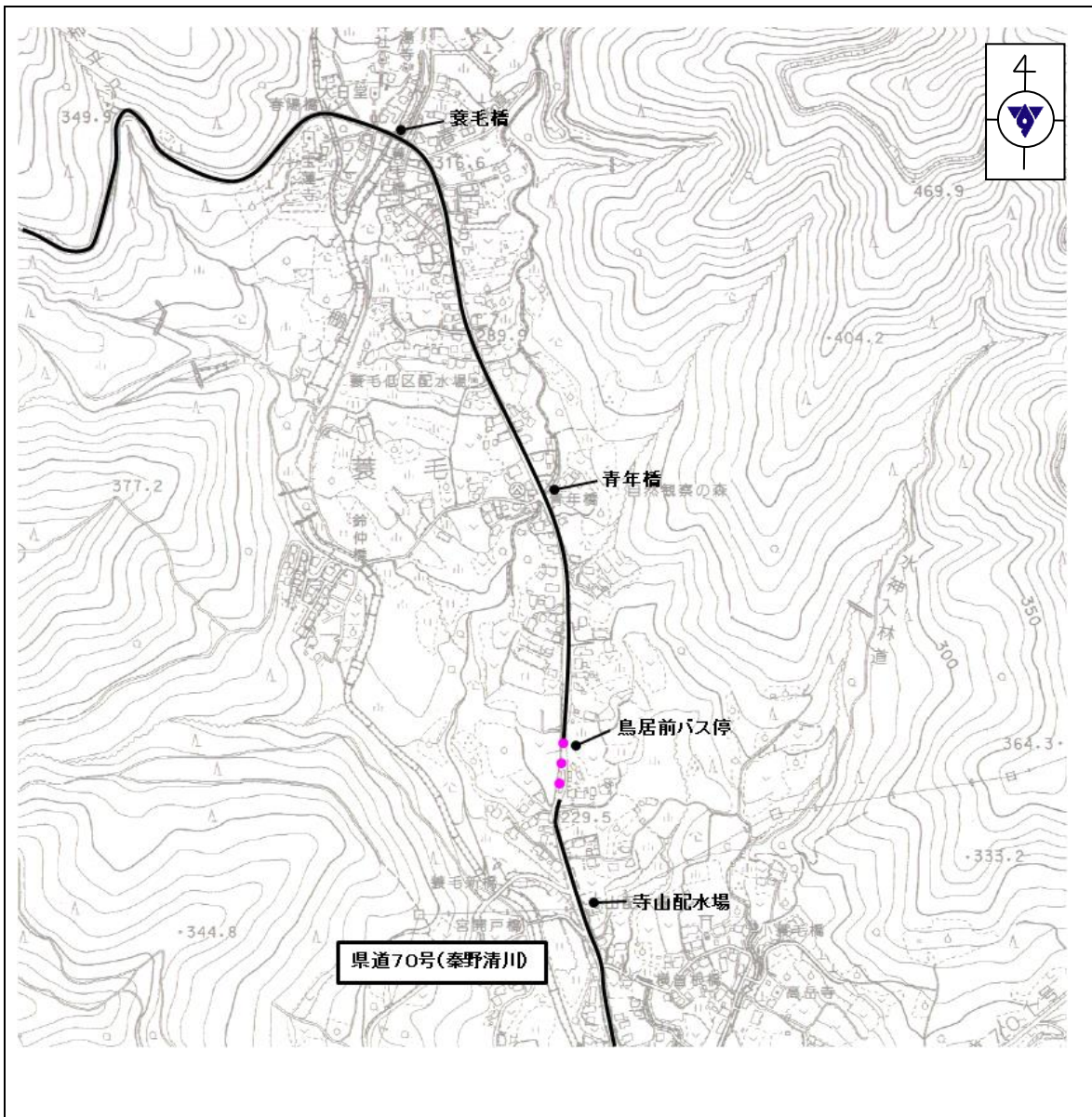
効果

歩道整備により、歩行者の安全な歩行空間が確保されます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

延命地藏先から伊勢原15号踏切までの約260mについて、電線共同溝の整備をお願いします。

併せて、夜間の歩行者の安全確保のため、バリアフリー法に基づく道路照明の設置をお願いします。

現状

(1) 県道612号（上粕屋南金目）は、おおね公園や大型商業施設へのアクセス道路であり、多くの歩行者が利用しています。当区間の整備は、平成30年6月に利用を開始した鶴巻温泉駅南口広場と合わせ、市民の利便性向上につながると期待されています。

(2) 当区間は、幅員3mの歩道が整備され、歩行者が安全に通行できるようになりましたが、歩道内に電柱等があり、快適な歩行空間が確保されていません。

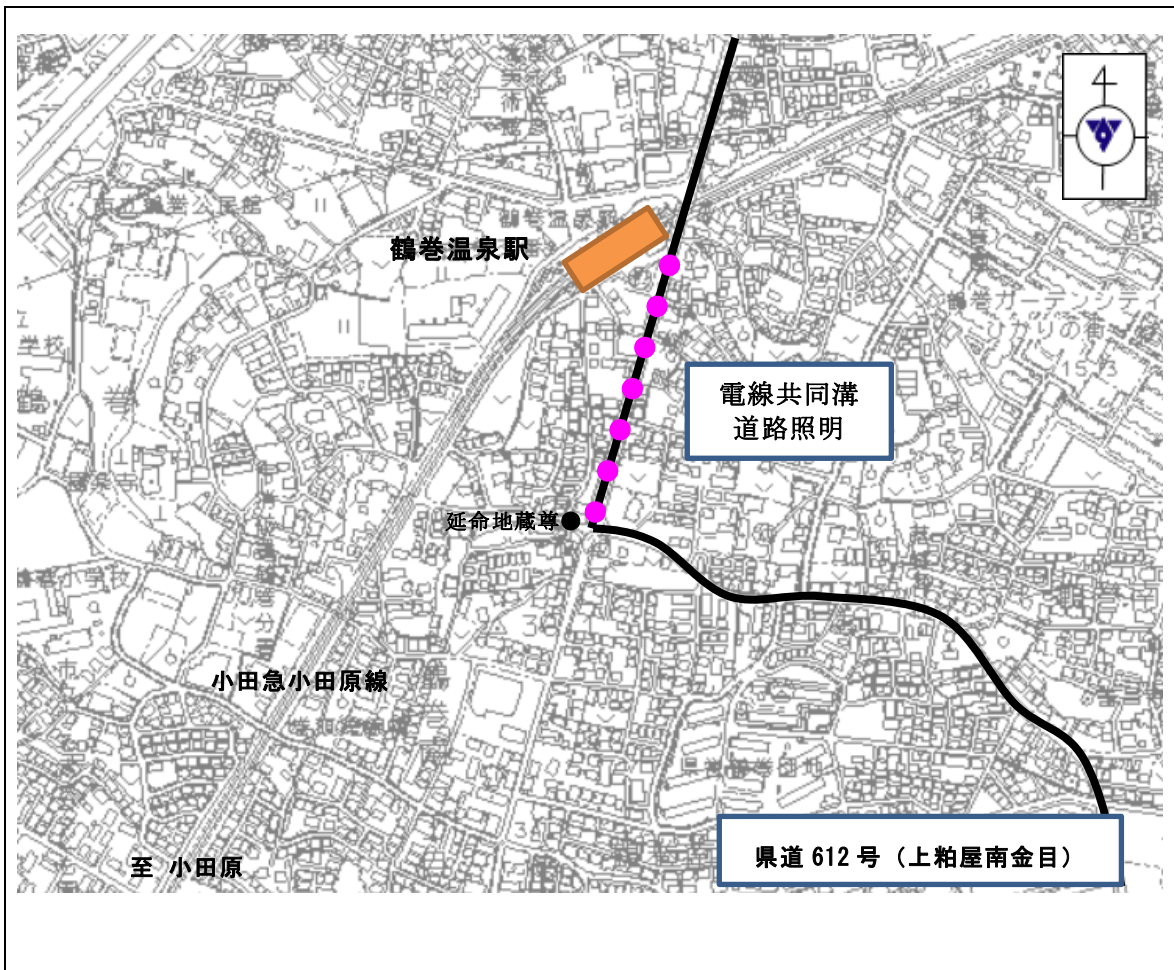
効果

電線共同溝及び道路照明の整備により、歩行者の安全確保及び良好な景観形成が図られます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

- 1 オヶ分踏切手前から瓜生野入口バス停先までの区間について、早期の歩道整備をお願いします。
- 2 さなだ幼稚園前交差点改良(右折レーンの設置)について、用地交渉の継続をお願いします。
- 3 東海大学北門交差点から大根橋までの約770mの区間について、拡幅・改良整備をお願いします。
- 4 サンライフ入口交差点から落幡バス停手前までの歩道整備をお願いします。

現状

- 1 一部区間については歩道が整備されていますが、歩道の未整備区間においては、用地交渉が完了している箇所からの暫定整備が進んでいるものの、用地交渉に時間を要しています。
- 2 当区間は、学生を中心に歩行者が多く、安全な歩行空間の確保が必要です。当市側は、約90%の用地取得率となっており、順次用地交渉を進めています。
- 3 当区間は、歩道幅員・車道幅員ともに十分でないことから、歩行者及び自転車の通行に支障をきたしています。
- 4 歩道幅員が確保されていないため、安全・快適な歩行空間が確保されず、危険な状況です。他事業の進捗を踏まえ事業化を要望しています。

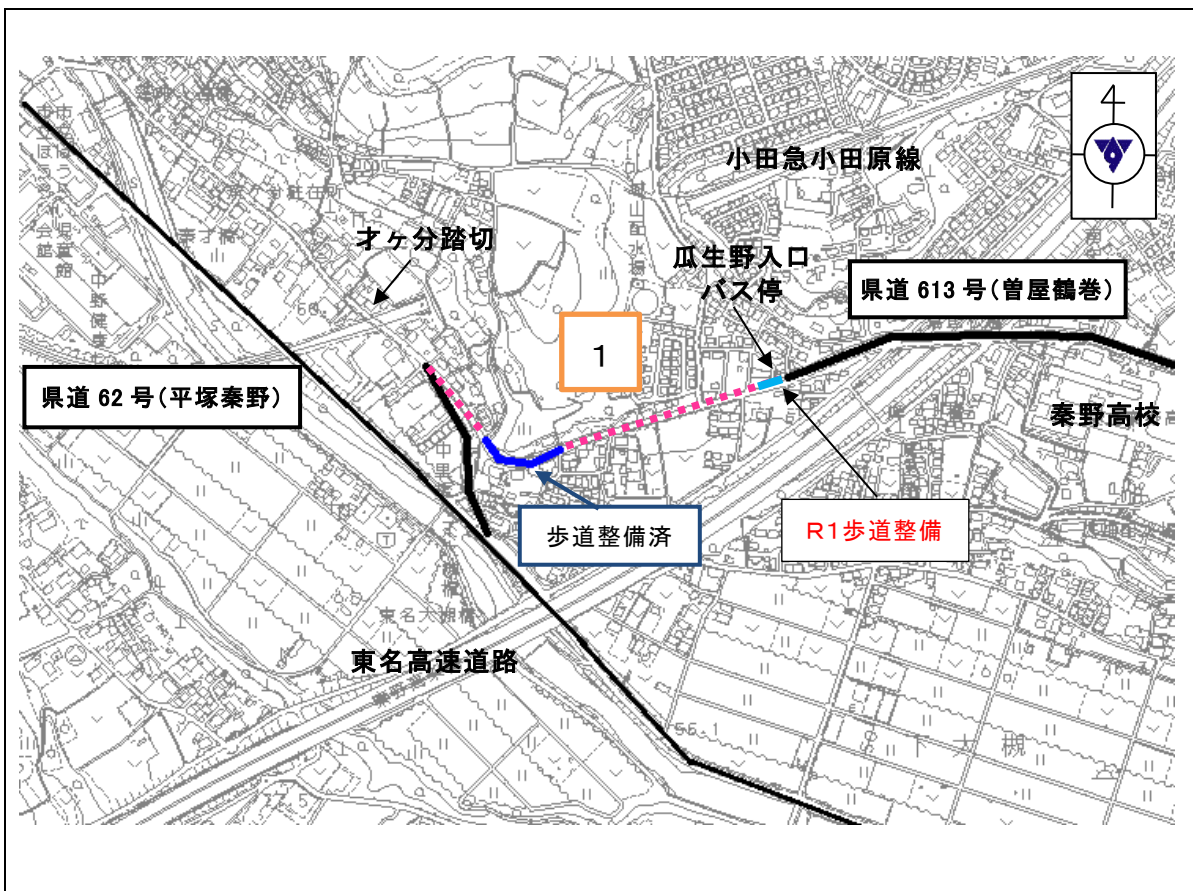
効果

- 1 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。
- 2 右折レーンの設置により、交通渋滞が緩和され、円滑な交通が実現します。
- 3 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。
- 4 歩行者の安全な歩行空間が確保されます。

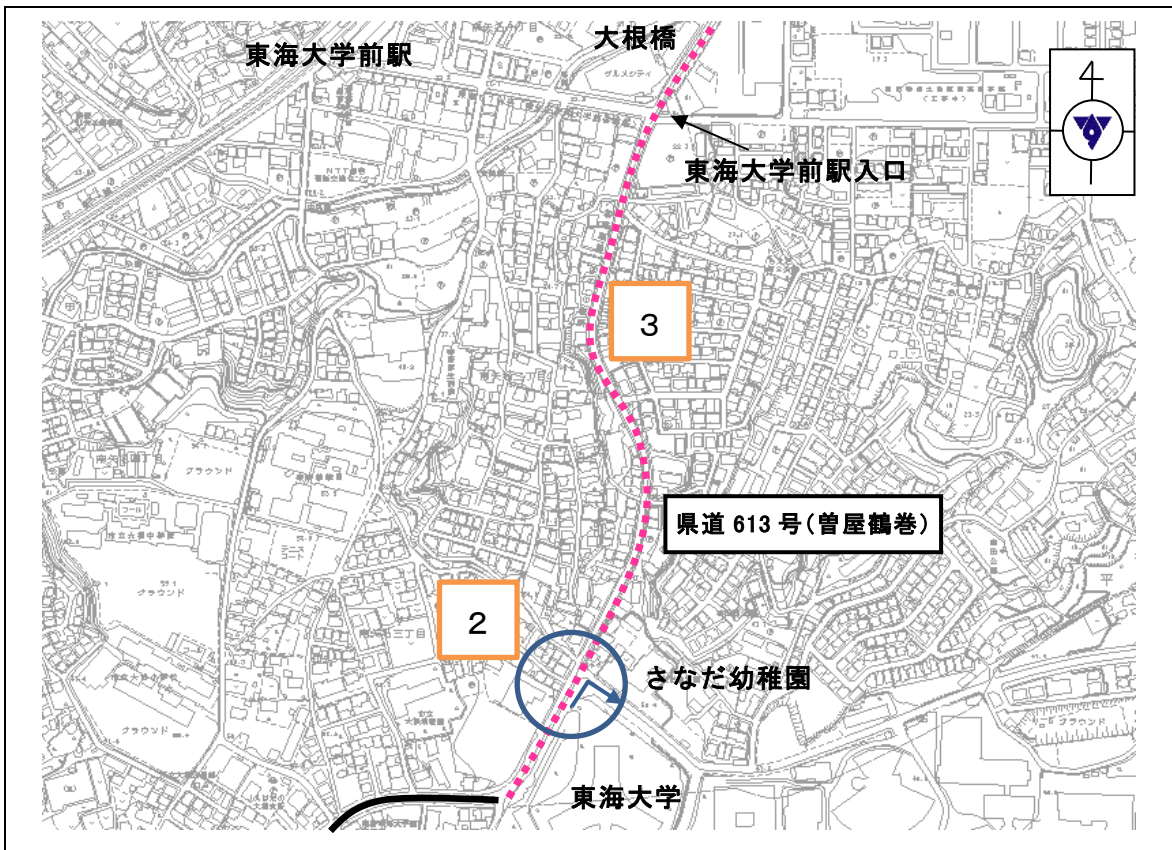
要望先

平塚土木事務所

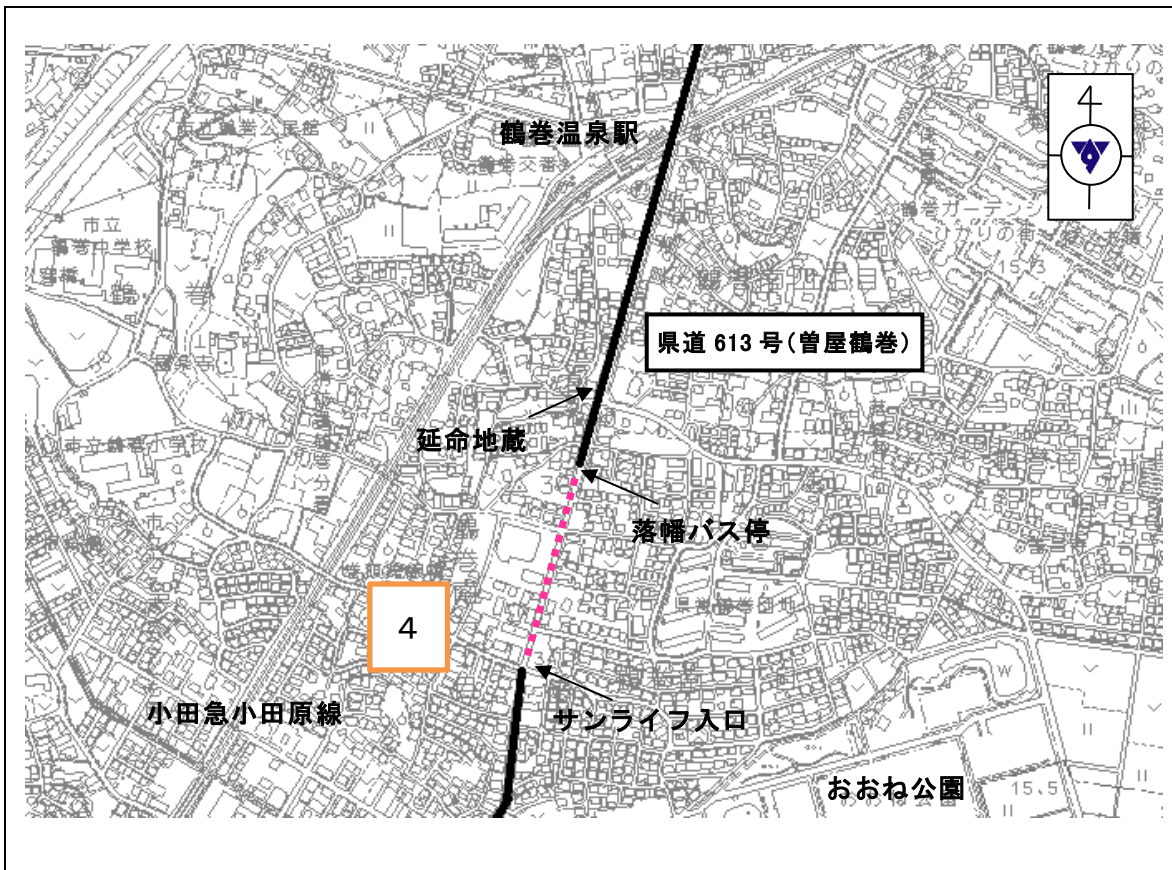
要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望箇所図（3）



要望事項

新東名高速道路建設事業と交差する区間（バイパス区間）の整備及び中丸沢久保橋先から大山までの未整備区間の早期事業化をお願いします。

（１）寺山竹ノ内地内から松原地内までの未改良区間

（２）当市小蓑毛の久保橋から伊勢原市大山までの未整備区間

現状

新東名高速道路建設事業と交差する区間については、工事区域へ影響を与えるため、事業化が見送られています。

久保橋先から大山までの区間については、一部のコンクリート舗装区間と浅間山林道との重複区間を除き、大部分が軽車両さえ通行できない未整備区間となっています。

効果

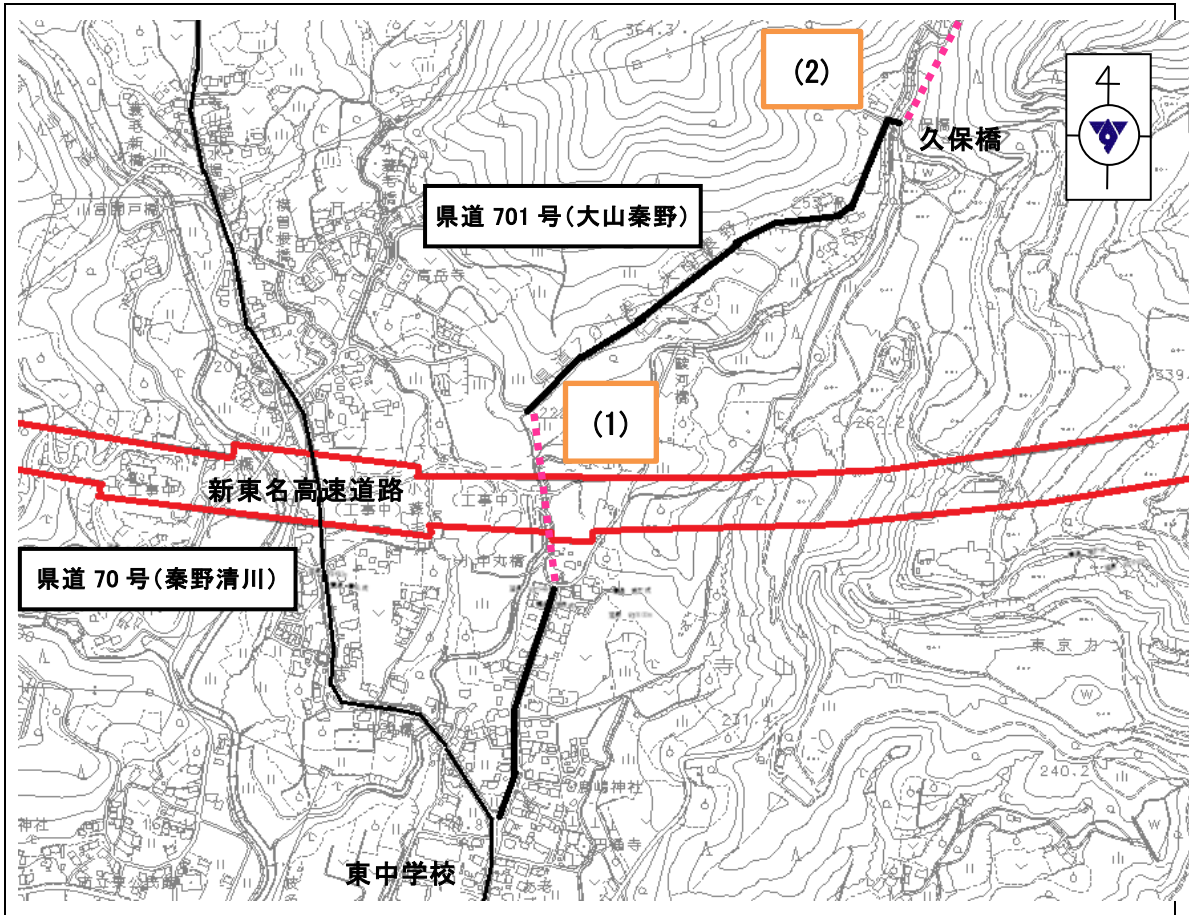
「かながわのみちづくり計画」では、「大山と秦野を結ぶ観光交流の促進に資する道路」として、検討が必要な路線に位置付けられています。県が取り組んでいる広域での観光魅力づくりにも寄与し、大きな経済効果をもたらすことが期待できます。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

秦野橋先から本町四ツ角交差点までの歩道における電線共同溝の整備をお願いします。

現状

(1) 県道704号（秦野停車場）は、当市の中心部に位置し、多数のバス路線が集中するだけでなく、大規模店舗への連絡や国道246号へ接続するなど交通量の非常に多い道路です。

(2) 当区間は、商店街でもあり、歩行者の通行量も多い状況ですが、狭い歩道に電柱が敷設されており、歩行者の安全確保が求められています。電線共同溝の設置等により、幅員確保も含めた事業化を要望しています。

(3) この道路は、県が指定する第2次緊急輸送道路にも位置付けられており、地震等の大規模災害発生時には、救助活動を行う人や救援物資を運ぶための道路として重要な役割を担うため、道路施設の防災対策としても優先して行う必要があります。

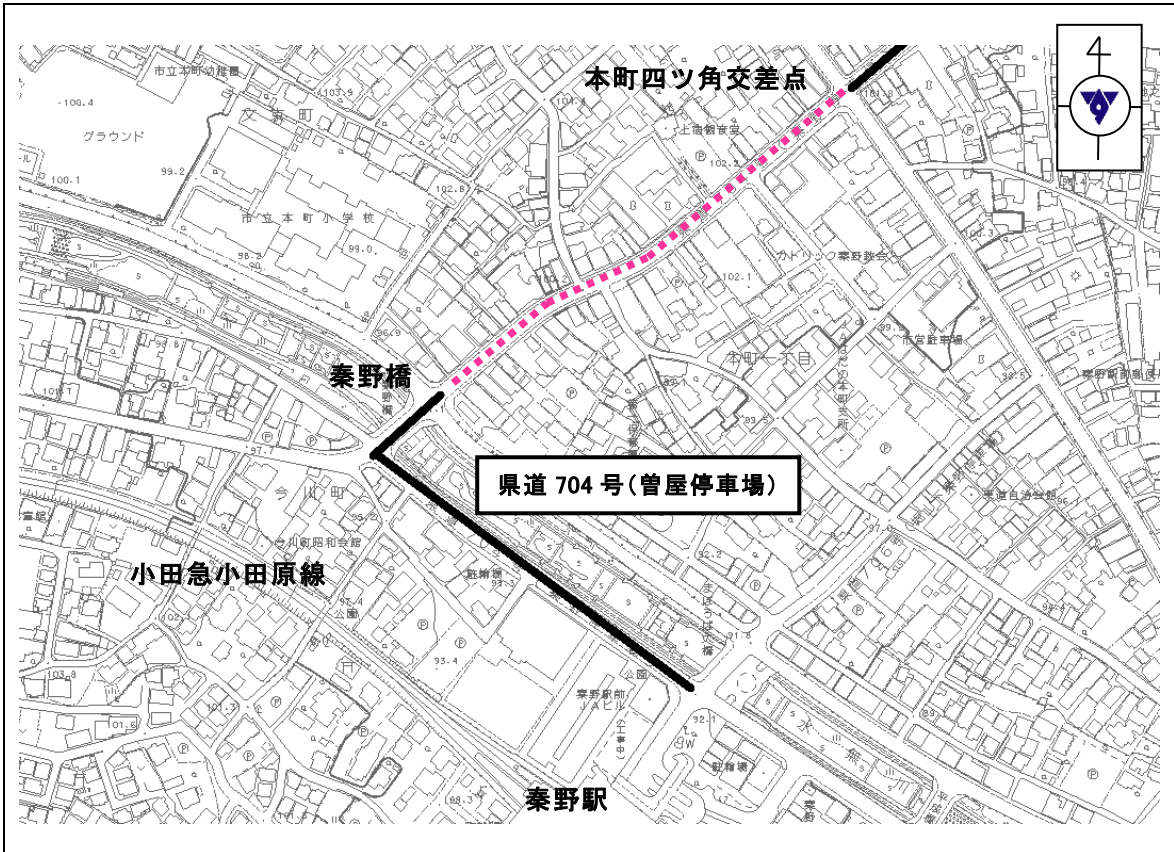
効果

歩行者の安全な歩行空間が確保されるとともに、自然災害等緊急輸送道路としての安全性が高まります。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第2工区の用地交渉の促進をお願いします。

併せて、電線共同溝の整備をお願いします。

現状

(1) 本市では、小田急線4駅周辺の特性を活かした「にぎわいの創造」に取り組んでおり、県道705号は、本市の玄関口となる秦野駅北口を起点とした重要な道路と位置付けています。

「本町705号周辺整備検討会」における商店街の活性化に係る周辺商業者との意見交換や「本町一丁目5号線支線道路改良事業」のほか、平成29年4月からは、本町二丁目建替等事業費補助制度の施行等、当地区のまちづくりを推進するための施策に取り組んでいます。

(2) 第1工区については、用地買収が完了しました。第2工区では、建物調査等を実施し、一部で用地交渉を開始しています。

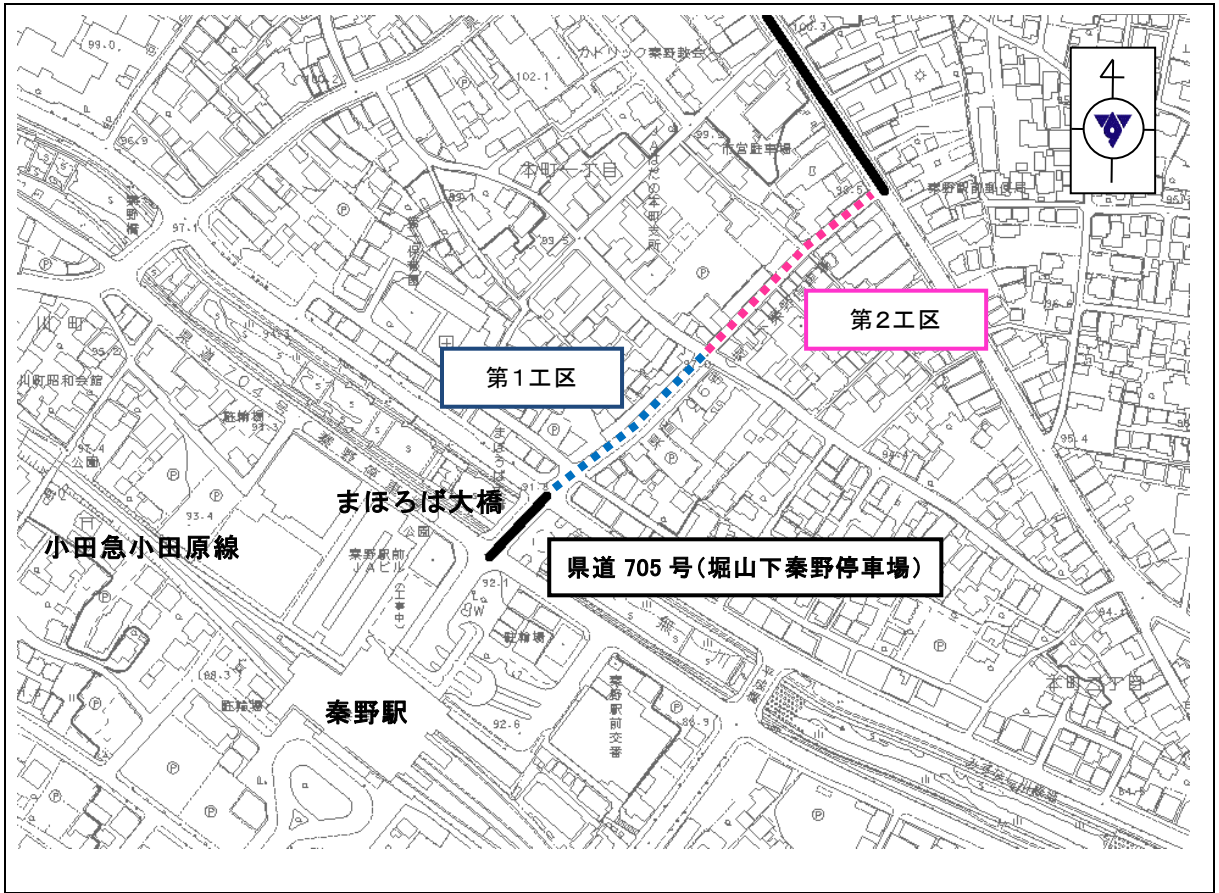
効果

(1) 幅員の狭い一方通行の道路を歩道のある交互通行の道路に整備することで、交通の利便性向上及び歩行者の安全・快適な空間が確保されます。交互通行が可能になれば、街中への回遊性が高まり、街歩きによるにぎわいの創出につながるとともに、水無川沿いの市道6号線から県道705号への通行が容易になり、市道の慢性的な渋滞緩和が期待できます。

要望先

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

令和3年度に新東名高速道路及び秦野サービスエリアスマートインターチェンジ（仮称）の供用開始が予定されています。秦野サービスエリア（仮称）に隣接する県立秦野戸川公園は、地域の観光資源として、多くの観光客を引き付ける魅力があります。地域観光の核として、未整備区域を活用した更なる魅力向上につながる公園整備の早期実現をお願いします。

現状

(1) 県立秦野戸川公園（以下「戸川公園」）は、平成3年度に都市計画決定（50.7ha）され、平成6年度から整備が開始されています。平成9年度に一部開設されて以降、順次開設区域を広げ、現在の開設区域は36.1haとなっています。

（※未開設区域：14.6ha）

(2) 本公園は、丹沢登山の拠点として賑わい、山麓の田園風景が望める公園としてニーズが高く、豊かな自然環境を活かした多様なレクリエーション機能を有しています。新東名高速道路の開通により、首都圏や西日本からのアクセスが更に向上するため、多数の観光客を引き付ける効果が期待されます。

(3) 多くの人を訪れる夏休みシーズン等は、常設駐車場の他に多目的グラウンドを臨時駐車場として対応されておりますが、スポーツライミング（リード、スピード、ボルダリング）施設の開設とスマートインターチェンジの供用開始により、更なる来訪者の増加が見込まれます。

(4) 当市では、昨年度から表丹沢全体の魅力向上を図るための「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」の策定を進めていますが、その中でも、本公園を拠点施設の1つとして位置付ける予定であることから、更なる観光・地域振興を図るため、当市の構想と連携した本公園の未開設区域の早期開設が強く望まれています。

効果

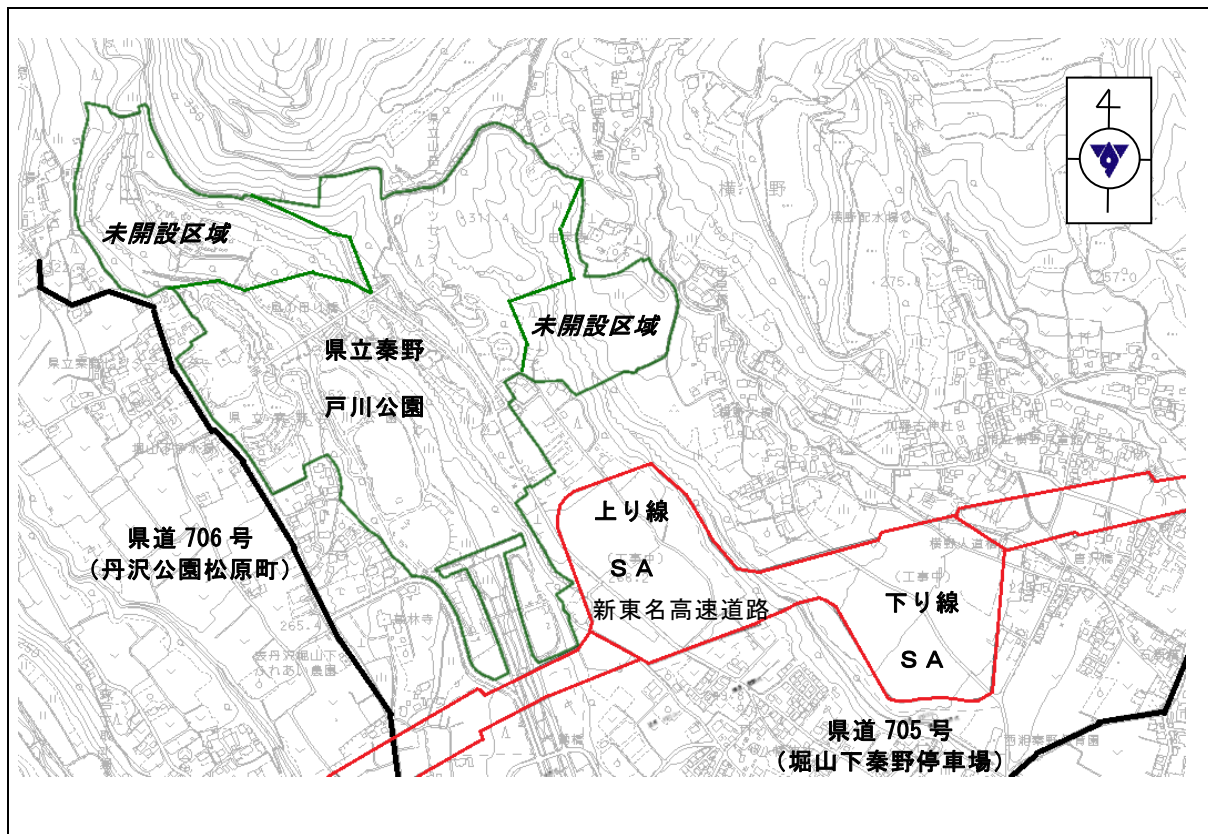
本公園へのアクセス向上等により、観光客の増加が見込まれる中、丹沢山系の登山の拠点及び県西部の観光拠点として、更なる観光・地域振興に寄与します。

要望先

県土整備局道路部道路企画課

県土整備局都市部都市公園課

要望箇所図



要望事項

日本各地に甚大な被害をもたらした昨年10月の台風19号では、本市に置いても金目川や四十八瀬川等で、護岸の崩壊等が発生し、市道や農道が通行止めになるなど、市民生活に重大な支障をきたしました。

このような事態を未然に防ぎ、市民の生命財産を守るため、引き続き河川の護岸整備等の促進をお願いします。

1 金目川

- (1) 金目川橋から神奈川病院西側の区間
- (2) 葛葉川合流部から天王下橋までの区間

2 室川

- (1) 堀田橋から寺井橋までの区間（寺井橋の架け替えを含む）
- (2) 鶴巻橋から小田急線軌道横断部先まで

3 大根川

暘（ひので）橋から大根橋まで

4 四十八瀬川

- (1) 甘柿橋から上流（才戸橋まで）
 - ア 里山整備と一体となった護岸整備
 - イ 親水広場を兼ねた川床の整備及び階段型親水護岸の設置
- (2) 甘柿橋から下流の護岸整備
- (3) 生物多様性の環境回復のための魚道整備

現状

- (1) 金目川については、護岸工事が完了している区間は自然との調和が取れた整備が行われていますが、未整備区間は荒廃が著しい状況となっているため、豪雨時には氾濫などの恐れがあります。

(2) 室川については、流水による護岸の浸食等が発生しており、川幅も狭いため、豪雨時には氾濫などの恐れがあります。

ア 当区間は、用地交渉が開始されていますが、新たな河川設計に対して両岸の地権者の理解が得られず、交渉が進んでいません。

イ 当区間は、鶴巻橋上流までは護岸工事が完了しています。引き続き小田急線軌道横断部までの整備が必要です。

(3) 大根川の^{ひので}暘橋から大根橋までの約200m区間は、暫定整備となっており、豪雨時には浸水被害の恐れがあるため、早期の整備が必要です。

(4) 四十八瀬川の護岸工事は概ね完了していますが、里地里山と共生する環境整備として、親水施設の整備が必要です。また、当河川は、鮎などが遡上する姿が見られますが、過去の堰堤整備により魚の行き交いが遮られている箇所があるため、魚道の整備が必要です。

効果

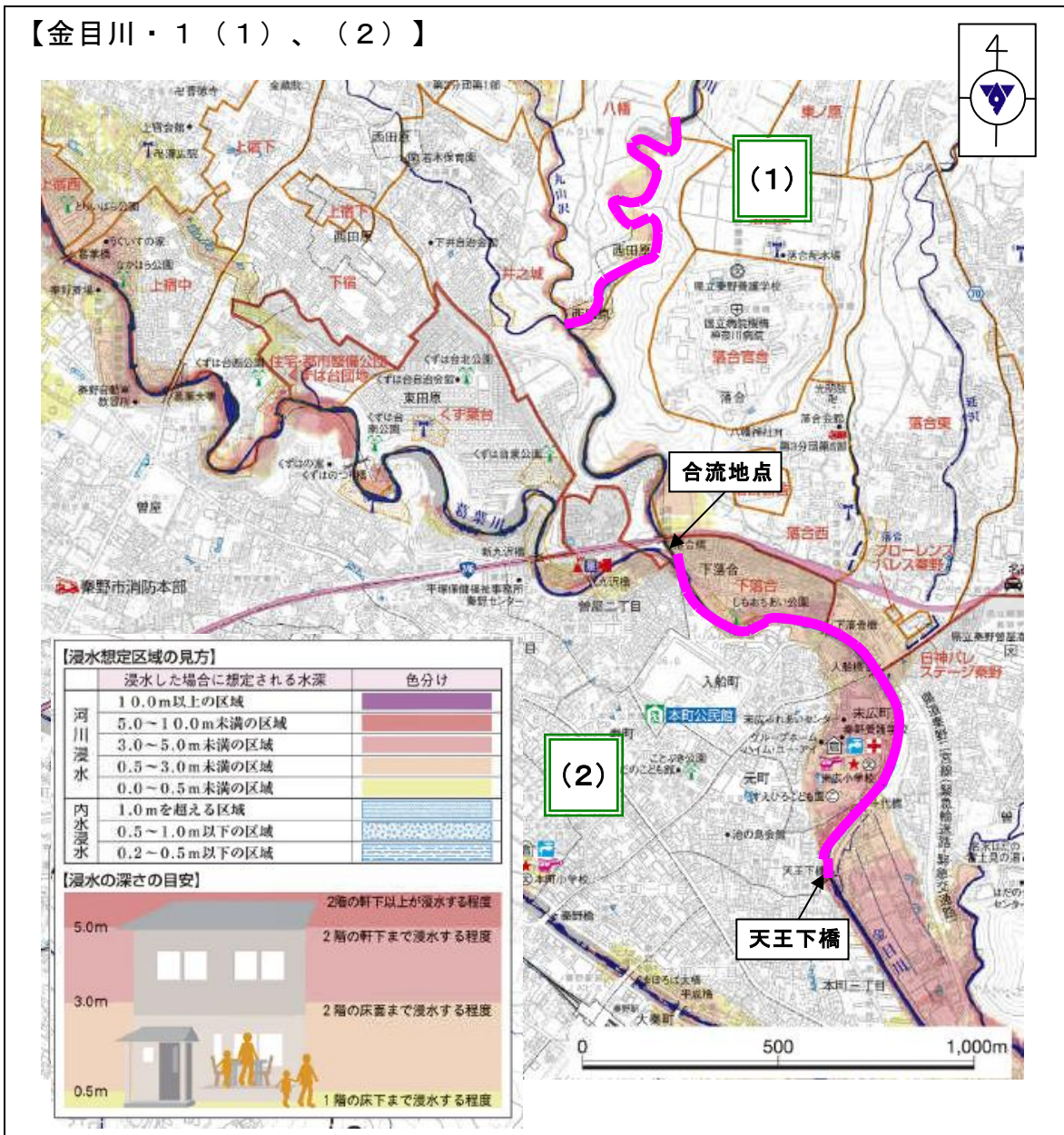
川岸の補強工事により、河川の氾濫などの水害を未然に防ぐことができます。また、四十八瀬川については、親水施設や魚道の整備により、多様な生きものの生息環境の回復が図られます。

要望先

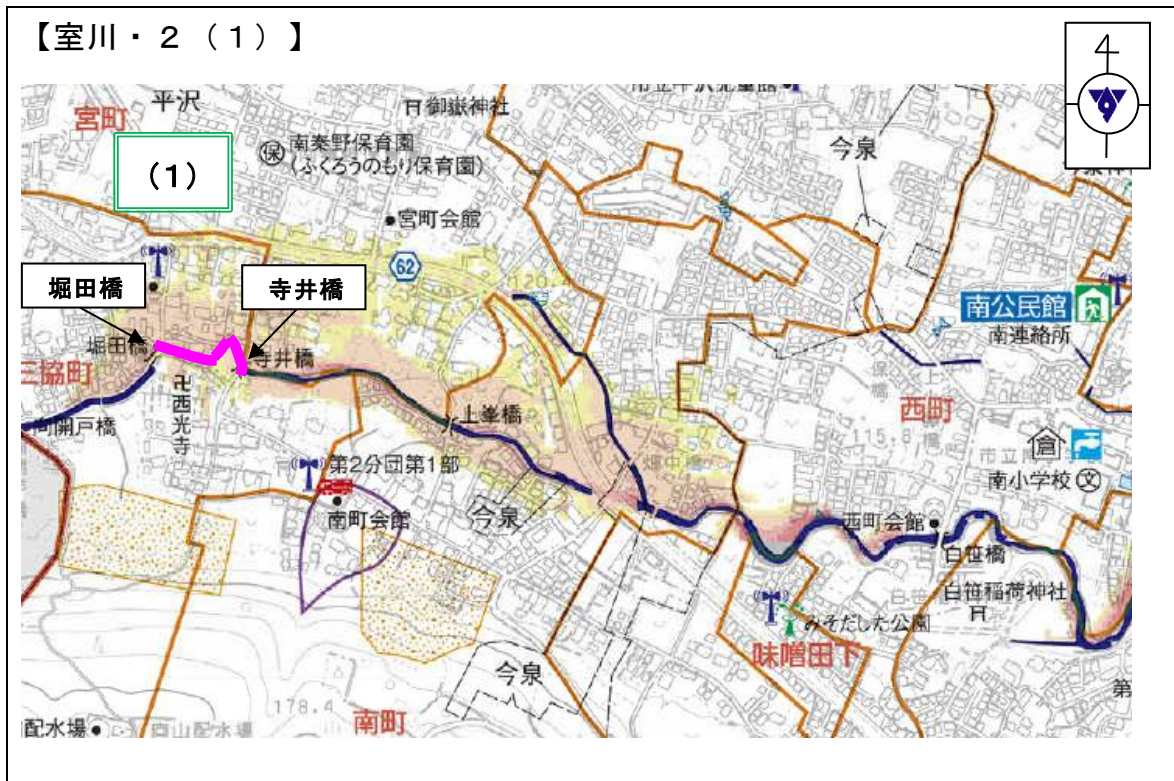
県土整備局河川下水道部河川課
平塚土木事務所

要望箇所図（1）

【金目川・1（1）、（2）】



要望箇所図（2）



要望箇所図（3）



要望箇所図（4）



要望箇所図（5）



要望事項

農業用水の安定した確保のため、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）の河床の浸食防止策を講じるようお願いします。

現状

当市の農業用取水施設の多くは、河川の自然水位から直接取水する自然取入れ方式ですが、近年、河床の浸食などにより農業用水の安定した供給が難しくなっています。特に、金目川（十代橋付近、中里橋付近、南平橋付近）は、河床の浸食が著しく、取水が困難な状況が生じています。

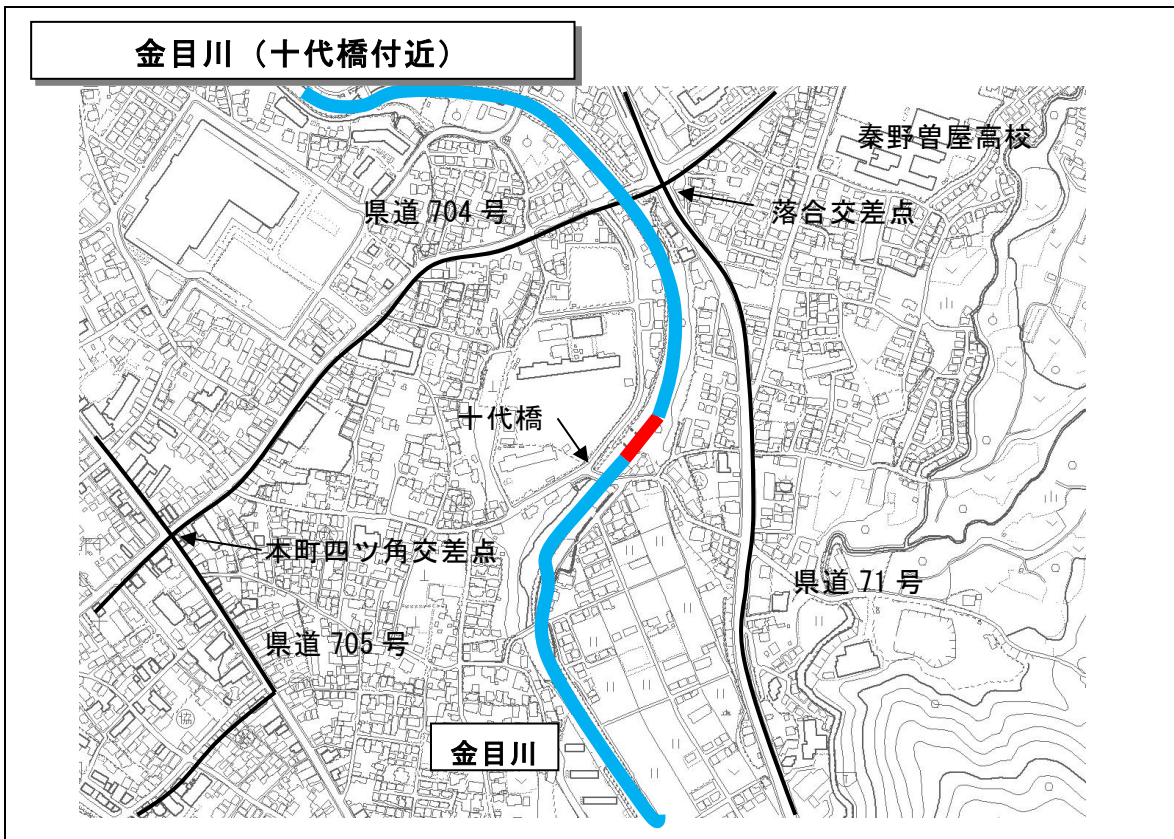
効果

河床の浸食等が著しい箇所を整備（根固め工）することにより、水位が一定となることから、土砂を盛り上げ、水位上昇させる堰上げ作業が容易となり、取水労力の軽減、作業の安全性が図られ、安定した取水が可能となります。

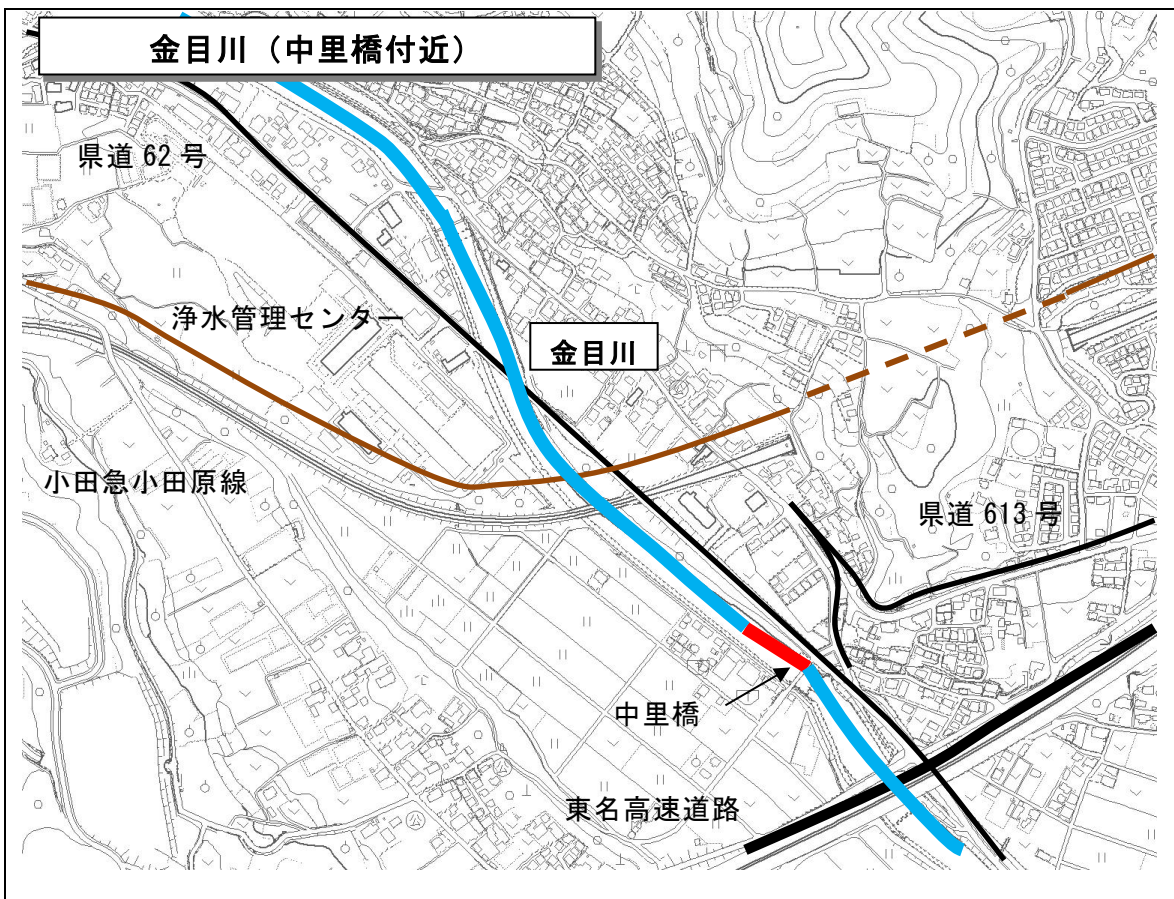
要望先

県土整備局河川下水道部河川課
平塚土木事務所

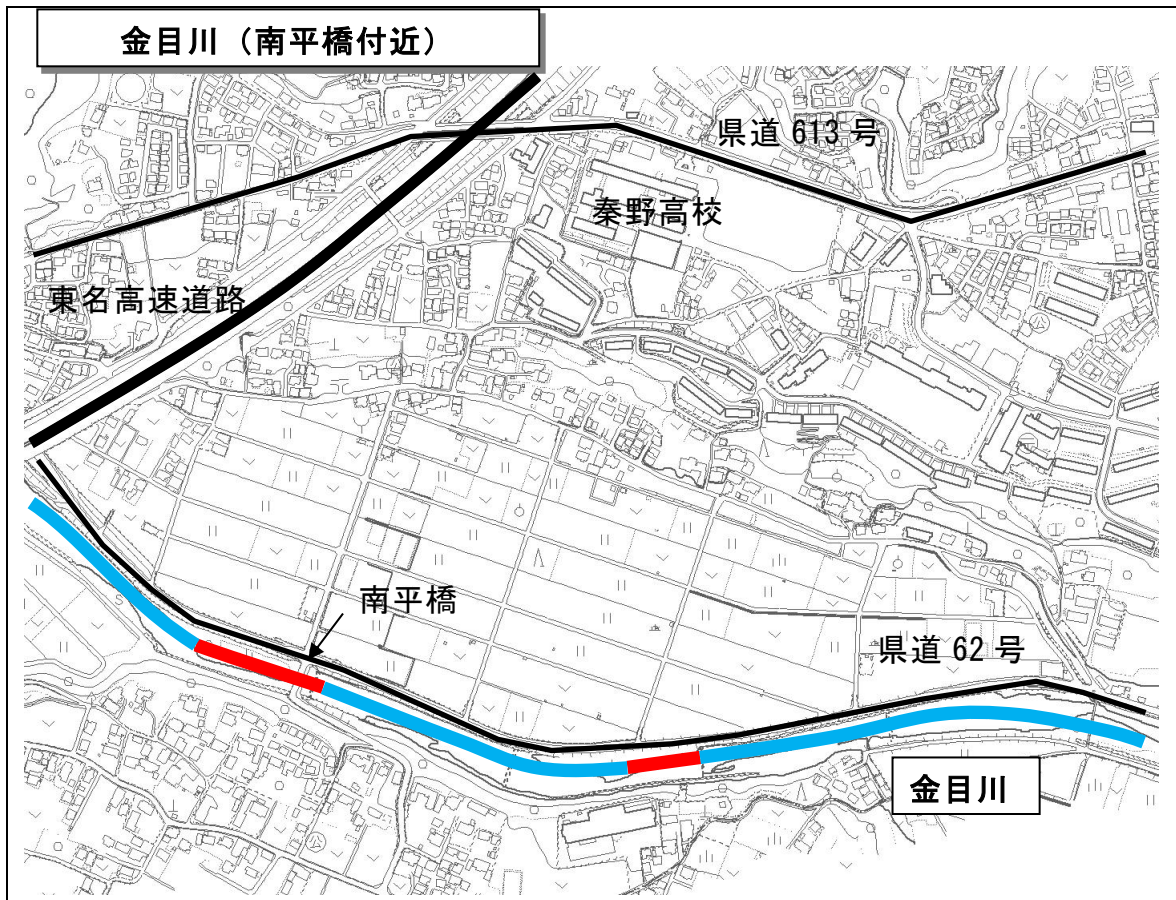
要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望箇所図（3）



【根固め工の例】



【農業用水取水の様子】



要望事項

二級河川水無川の富士見大橋から新常盤橋の間約 2,400mについて、堆積した土砂を取り除く浚渫工事をお願いします。

現状

(1) 当市内には、水無川、金目川、葛葉川等7つの主要な河川が流れていますが、昨年の台風19号の影響により大量の土砂が堆積し、河床が上昇したり、川幅が狭くなっている箇所があります。特に、市内の中心を流れる水無川は、堆積した土砂に雑草が繁茂している箇所が多数あり、大雨時でも土砂の流出ができない状況です。

(2) 近年の集中豪雨では、急激に河川の水位が上昇し、水があふれて、周辺宅地への浸水や道路冠水が発生しています。河川沿いには民家、市庁舎、文教施設等が隣接しており、集中豪雨時には浸水・冠水の恐れがあります。

昨年の台風19号の際、常盤橋から新常盤橋までの間は道路までの高さも低く、越水直前まで水位が上昇しています。

(3) 平成30年1月26日、県から金目川水系の浸水想定区域図が示され、市内6河川において想定最大降雨時の浸水想定区域がこれまでよりも広範囲となりました。要望箇所の範囲においても、市役所、本町小学校などの施設が浸水想定区域に入っています。

(4) また、県との調整により、市内河川の避難判断水位及び氾濫危険水位が改正され、判断基準がより低水位（判断注意水位が水無川下流金目川中里橋で△1.7m）となったことから、避難情報発表までの猶予が少ない状況にあります。

(5) 県においては、「都市河川重点整備計画（かながわセイフティリバー50）」を策定し、過去に水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる河川について重点的に整備を進められています。こうした水無川の現況は、同計画に準じた重点的な整備が必要であると考えます。

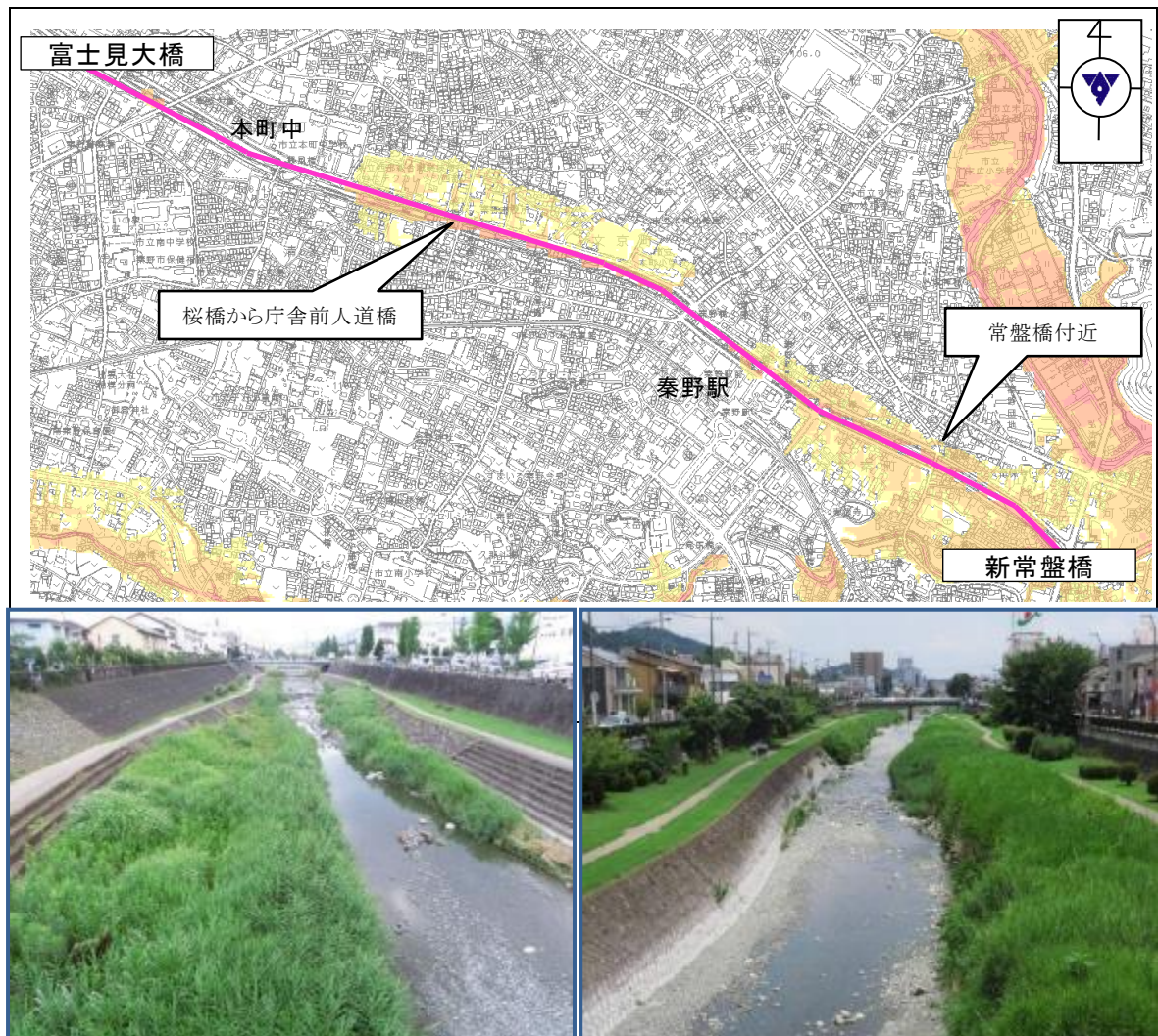
効果

河床の浚渫により堆積した土砂を除去することで、河川水位を低下させ、安定した流量が確保できるため、市民の安全・安心を保つことが可能となります。

要望先

県土整備局河川下水道部河川課
平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定予定箇所については、市民の安全・安心のため、崩壊防止工事を早期に着手するようお願いいたします。

【指定予定箇所】

大椿台地区、南矢名B地区、東田原地区

2 次の箇所について、新たに急傾斜地崩壊危険区域としての指定をお願いいたします。

曾屋地区、下大槻南平地区

現状

(1) 当市は、市域の多くが盆地であるため、その地形上、大雨や長雨、地震により急傾斜地が崩壊し、土砂災害が発生しやすい特性を抱えています。現在、市内19か所が急傾斜地崩壊危険区域の法指定を受け、このうち17か所は崩壊防止工事が完了し、2か所（八沢地区、栃窪地区）は施工中です。

また、令和元年度には、市内3か所（大椿台地区、南矢名B地区、東田原地区）で、法指定に向けた説明会が開催されるなど事業に着手されています。

(2) 平成30年1月、国の地震調査研究推進本部は、南海トラフ沿いで発生する大規模地震が今後30年以内に発生する確率をこれまでの「70%程度」から「70～80%」に引き上げました。その切迫性が高まる中、地震に起因した急傾斜地の崩壊が懸念されるため、崩壊防止工事の早期完了が求められています。

(3) 近年、集中豪雨による被害が全国的に頻発しており、当市においても、大椿台地区及び東田原地区、下大槻南平地区は土砂災害が発生しています。

また、下大槻南平地区は、県所有の湘南老人ホームが崩壊した崖の上であり、今後の強雨により、露出した斜面のさらなる崩壊が発生する可能性が考えられますので、早急な整備が必要です。

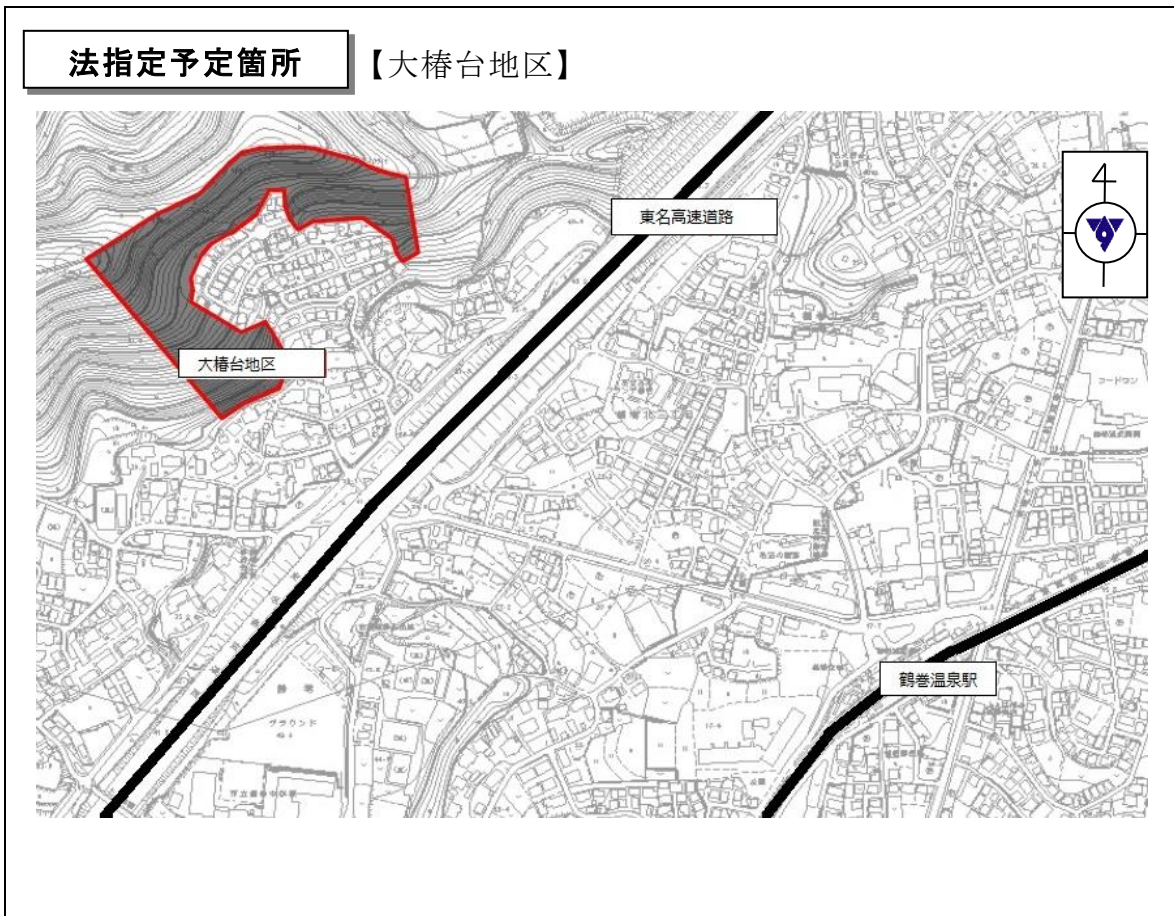
効果

急傾斜地の崩壊による土砂災害は、崩壊速度が極めて速いため、瞬時に市民の生命や財産に多大な被害を及ぼします。崩壊防止工事を着実に実行することにより、災害の防止・軽減が図られ、市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
平塚土木事務所

要望箇所図（1）



要望箇所図（2）



要望箇所図（3）



【台風 21 号・平成 29 年 10 月 23 日】



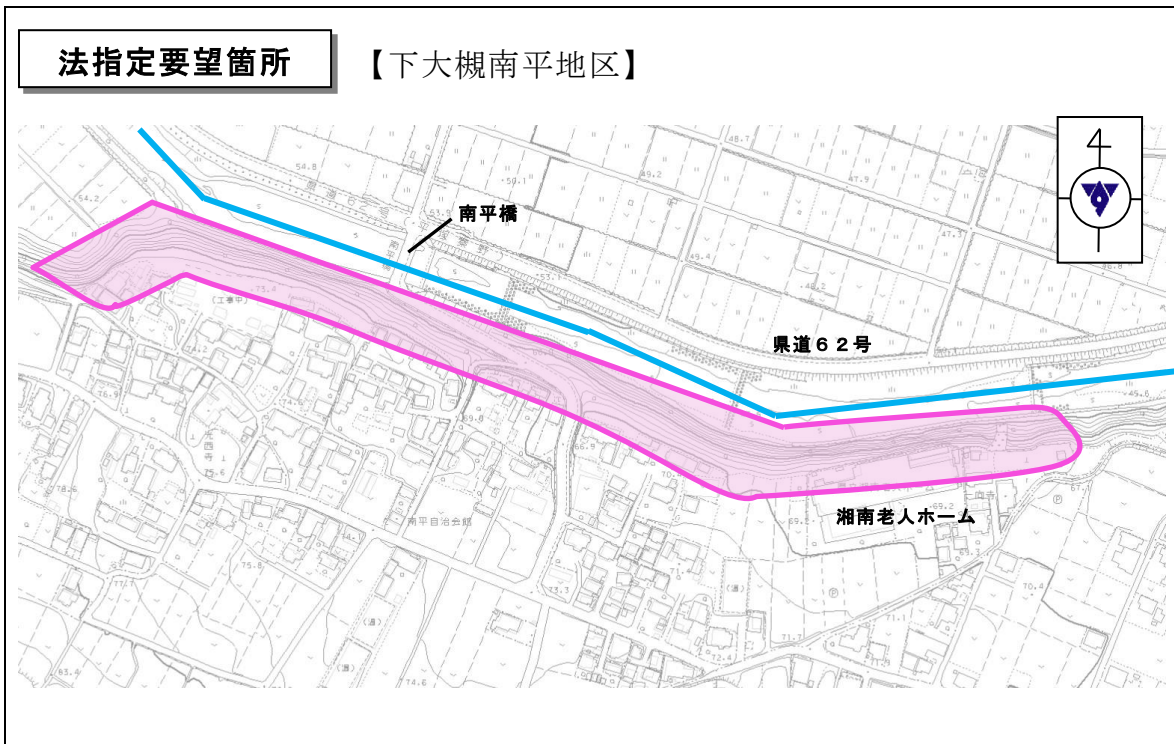
【人家への被害】



要望箇所図（4）



要望箇所図（5）



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、土砂災害防止対策の推進に関する法律の指定を受けた土砂災害警戒区域内の砂防指定地に砂防堰堤の建設をお願いします。

現状

(1) 唐沢川流域（横野）及びその下流の北地区の一部は、その上流にある権現沢（横野）及び山居沢（横野、菩提及び戸川）とともに、平成25年12月に土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害対策が急務となっています。

(2) 平成27年度から暫定的に、本市が土砂災害用ワイヤー式警報装置を設置し、土砂災害に対する警戒避難態勢を整えています。

(3) 唐沢川の流域には、本市が広域避難所に指定している学校施設（北小学校、北中学校）が含まれていることから、土石流等による土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防堰堤の建設が不可欠です。

(4) 要望箇所は、砂防法第2条の規定に基づく砂防指定地にも指定されており、土砂災害を未然に防止するための砂防堰堤工事の必要性が特に高い箇所と考えます。

効果

砂防堰堤の建設により土石流の発生が抑止でき、流域に暮らす市民の生命や財産を守ることができます。

要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課

平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

土砂災害から市民の生命や財産を守るため、次の砂防指定区域における砂防事業の継続をお願いします。

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 東沢（蓑毛） | (2) 延沢（落合） |
| (3) 西沢（名古屋） | (4) 蛇久保沢（北矢名） |

現状

いずれの区域も、一部では整備が進められていますが、継続して整備が必要です。

(1) 東沢（蓑毛）

砂防堰堤 5 基の内、4 基が整備済みです。

(2) 延沢（落合）

毎年約 20 m のスパンで通常砂防工事が進められています。

(3) 西沢（名古屋）

平成 30 年度から令和元年度にかけて、素掘りのトンネルの健全度調査が実施されました。

令和元年度から市道 61 号交差部の橋梁（ボックスカルバート）の詳細設計を実施しています。

(4) 蛇久保沢（北矢名）

平成 29 年度に測量調査が実施されました。

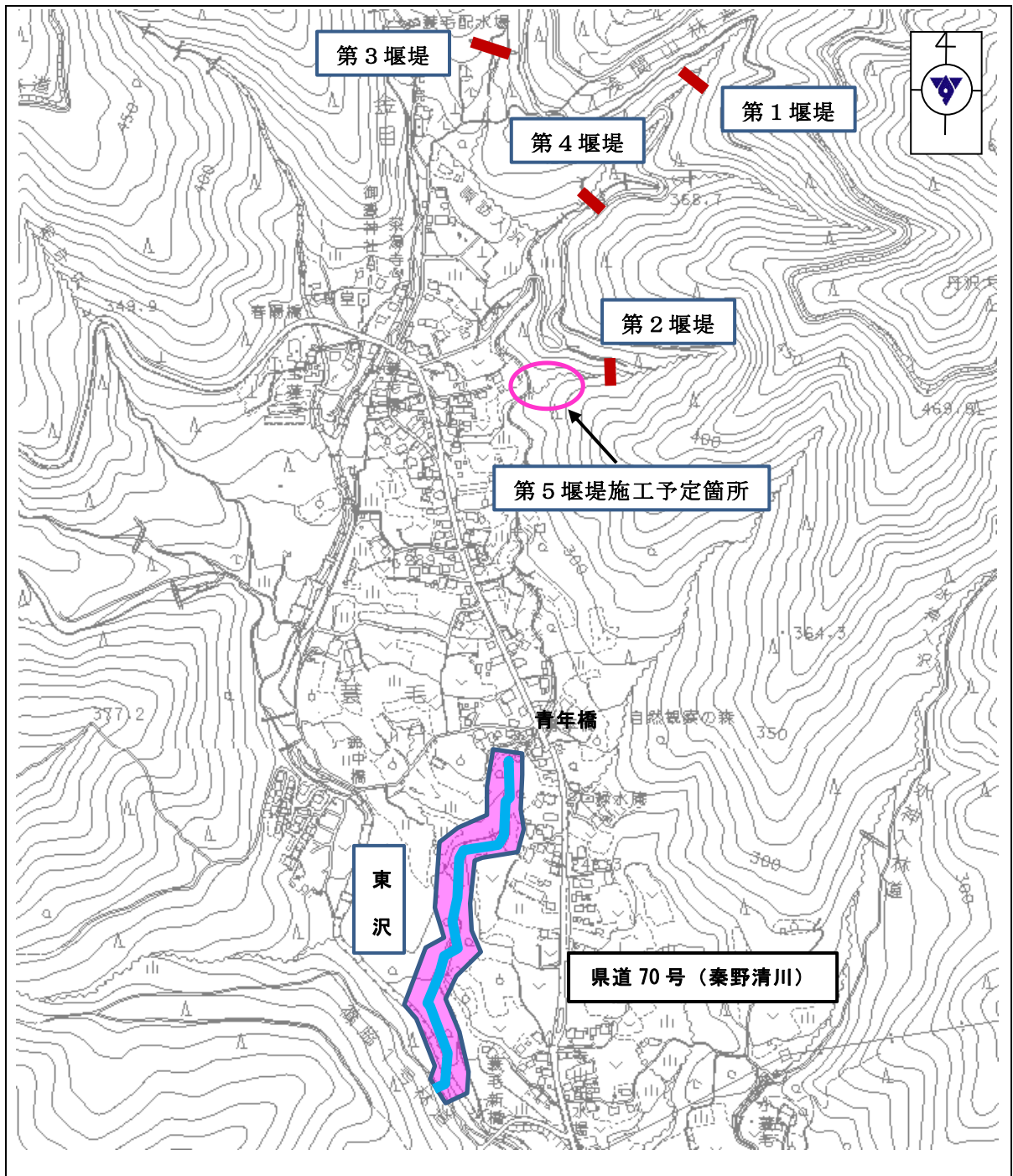
効果

堰堤等の砂防設備を整備することで、下流域での土砂の流出による被害（土石流等）を防止できます。

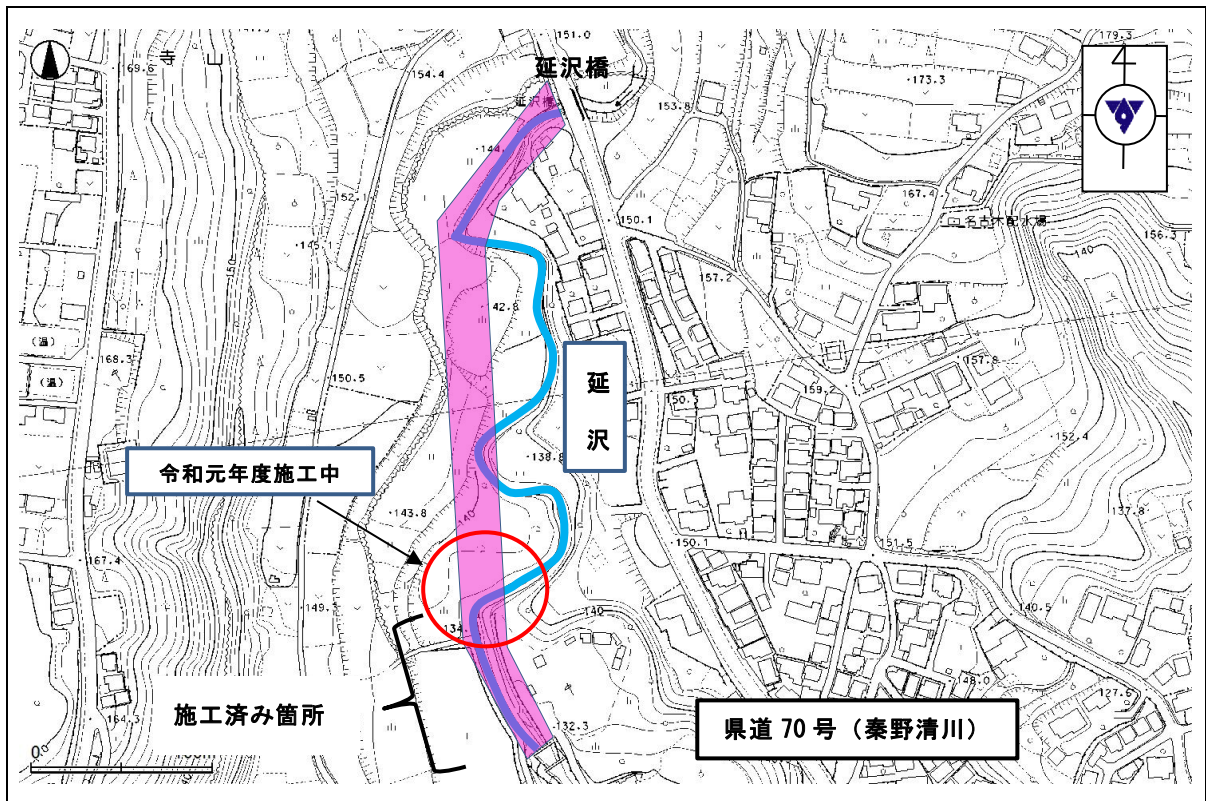
要望先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課
平塚土木事務所

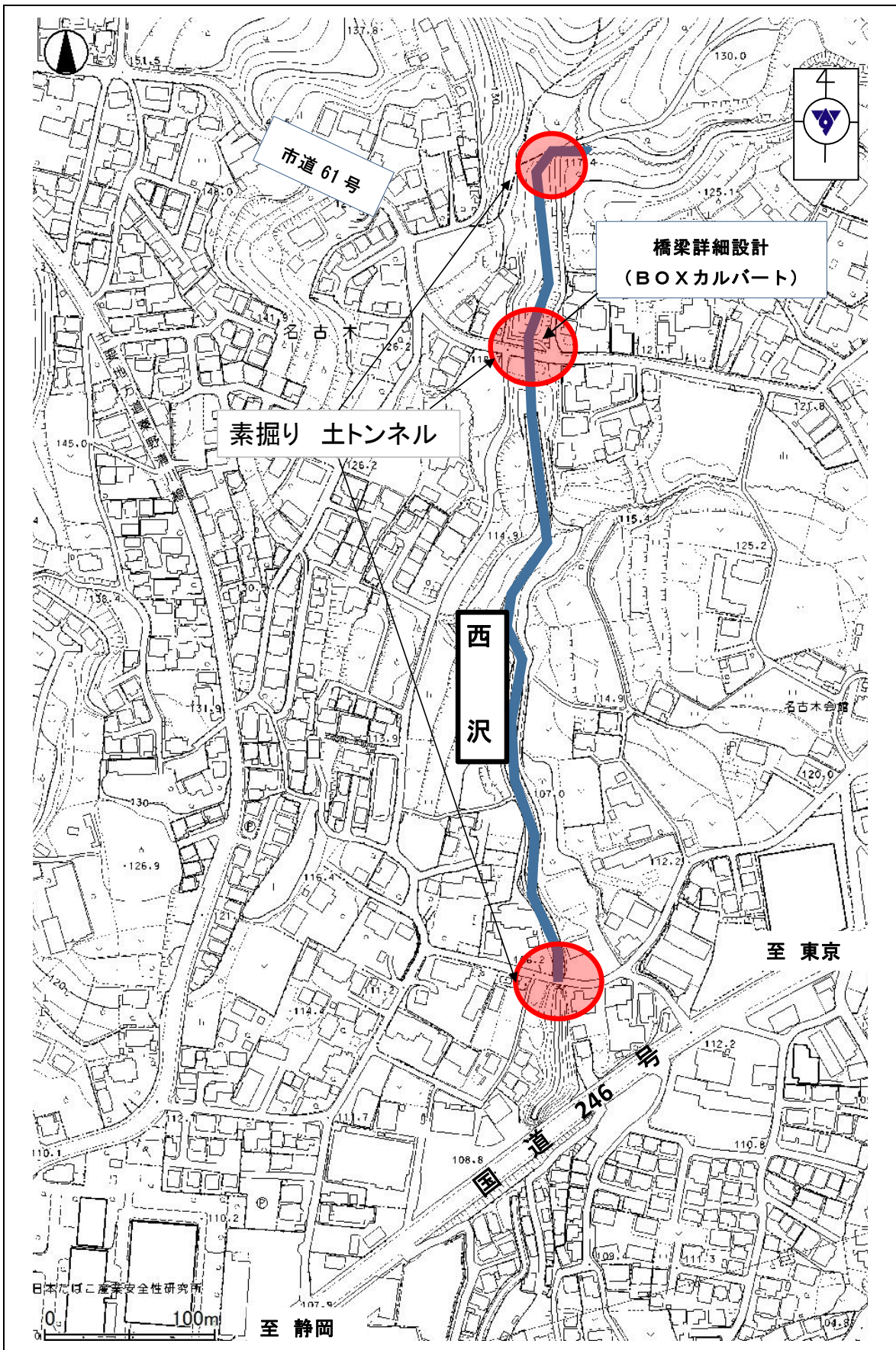
要望箇所図（1）



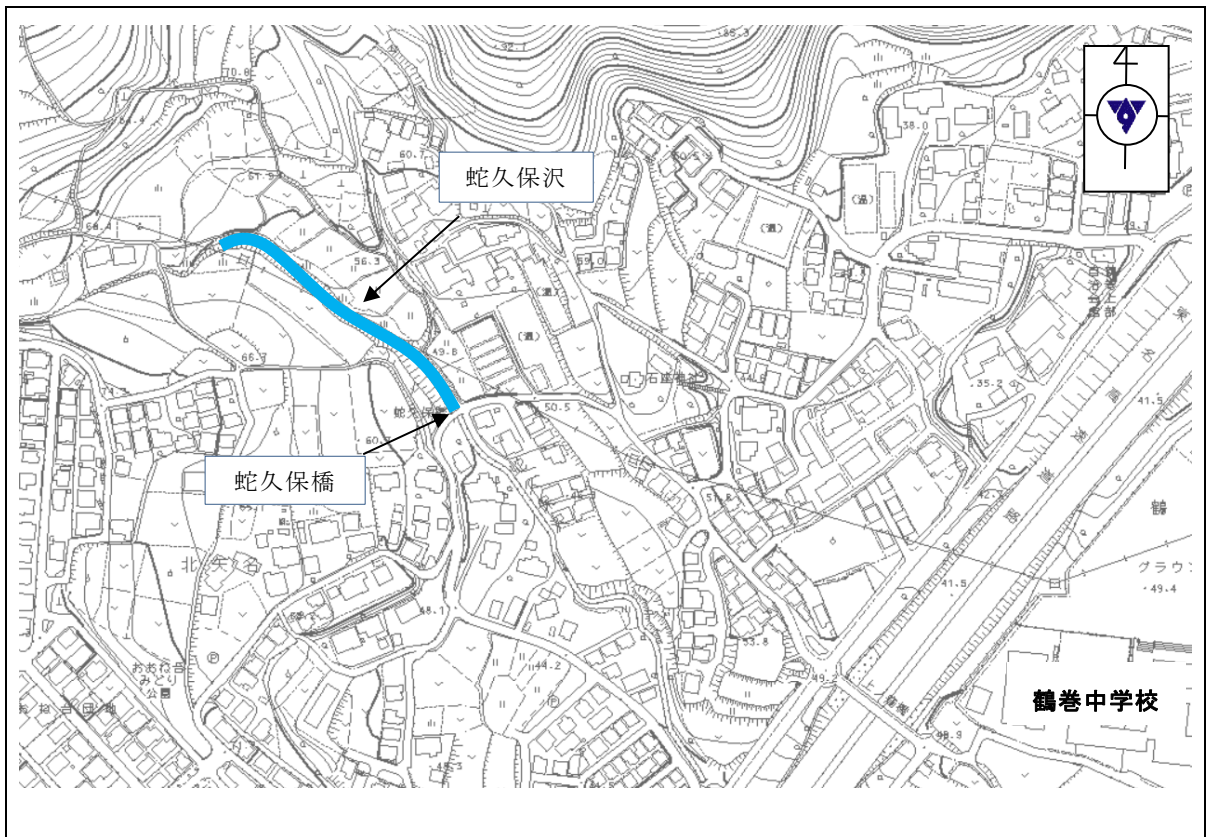
要望箇所図 (2)



要望箇所図 (3)



要望箇所図（４）



要望事項

「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」を進められる中で、専門職の配置や電話による見守りサービスなど、入居者支援体制の整備をお願いします。

現状

(1) 県では、「神奈川県県営住宅健康団地推進計画」のもと、県営住宅を高齢者が健康で安心して住み続けられる健康団地へ再生するための取組を進めており、すでに川崎市や横須賀市など多くの県営住宅で、指定管理者による電話や訪問での見守りが行われています。

(2) 県営住宅には、その入居要件により、高齢者やひとり親家庭、外国人などが居住しており、日常的な見守りを必要とするケースが多く見られます。また、人口減少・超高齢化が進行する中、住民が抱える生活課題は、より複雑・多様化しています。

(3) 本市の見守りは、民生委員が中心となって行っていますが、県営住宅における民生委員の見守り対象世帯数（ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯）は、1人当たりおよそ50世帯で、他の区域に比べると約2倍となっており、民生委員の身体的・精神的な負担が重くなっています。また、民生委員の選出も難しく、現在、県営秦野団地は定員3人のうち2人、県営鶴巻団地は定員2人のうち1人が欠員であり、ここ10年で定員が満たされたのは、平成30年10月～令和元年11月の期間だけです。

(4) 本市では、複合的な課題に対応するため、新たに地域共生支援センターを設置し、包括的な支援体制の整備を進めています。また、市及び地域の相談支援機関等との分野横断的な連携の強化

に努めていますが、県営住宅においては、民生委員のみで十分な見守りを行うことは困難であり、専門職（ケアマネ等）の配置や電話による見守りサービスなど、見守りや相談窓口の充実が必要不可欠となっています。

効果

(1) 入居者支援体制の整備により、見守りの目が増え、民生委員の負担が軽減されるとともに、入居者に対する継続的な支援を行うことが可能となり、住民が地域から孤立しないコミュニティづくりにつながります。

(2) 県営住宅が持続的に住宅セーフティネットの中核としての役割を果たすことが可能となり、「誰一人取り残さない社会」の実現につながります。

要望先

県土整備局建築住宅部公共住宅課

要望事項

表丹沢の魅力の更なる向上と、現在、策定中の「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」のビジョンの実現のため、県有施設等の効果的な活用及び本市施策との連携をお願いします。

- （１）表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進
- （２）県道、登山道、県有林道等の適正な維持管理と、表丹沢の魅力向上につながる整備及び活用の検討

現状

（１）本市では、表丹沢の資源を磨き、つなげ、そして新たに触れる機会を増やすことで、市民の地域への愛着や誇りを高めるとともに、地域活性化にもつながる「表丹沢魅力づくり構想（仮称）」を策定し、市民団体や民間事業者、国・県及び隣接する市町村と連携しながら、実現に向け取組を推進していきます。

（２）表丹沢県民の森は、あずまや、芝生広場、散策路等が整備されていますが、開設から約４５年が経過し、樹木の繁茂と施設の老朽化が見られます。平成７年開設の菜の花台園地の施設は、展望台、公衆トイレ、駐車場のみとなっていますが、本市がヤビツ峠で整備するヤビツレストハウス（仮称）との一体的な活用や、休憩スポットとしての魅力向上策の検討に取り組んでいます。

（３）表丹沢には県道をはじめ、様々な目的の道が数多く整備されていますが、風雨などの影響も受けやすく、維持管理や安全な利用に課題があります。

効果

新東名高速道路開通による新たな人の流れをとらえるとともに、2度、3度と訪れたいくなる魅力を創出することで、表丹沢を中心とした県西部の地域活性化と、本市の持続可能なまちづくりの実現につながります。

要望先

環境農政局、平塚土木事務所

要望箇所図



要望事項

指定保安林のうち、崩壊の危険性が高い箇所について、早期の治山事業の実施をお願いします。

現状

(1) 当市の矢坪沢や堀水路は、全体として河床の勾配が比較的緩く安定していますが、部分的に浸食が進んでいる箇所があり、近年の集中豪雨や台風などの非常時に流量が増加すると、浸食や荒廃が進むことが懸念されます。

また、新東名高速道路の工事に伴い発生する水は、道路計画における各河川の許容放流量に基づき放流されているものの、これにより流量が増加し、浸食が進んでいる箇所は崩落の度合いが高くなっています。流出した土砂が下流域に流れ出ると、更に多くの被害が発生する危険性があります。

(2) 当市では、堀水路について、平成19～29年度に堀大橋から大倉まで約2キロの区間の測量業務を実施するとともに、保安林に指定されていない区間約140メートルについては、平成26～28年度に護岸工の工事を実施しています。

(3) しかし、昨年の台風19号による大雨では、堀大橋先の暗渠入口に流木と土砂が堆積したため、水流が水路を超えて住宅地に溢水し、床下浸水となり、新東名の工事区域では、上流からの多量の土砂と流木が堆積する被害が発生しました。

(4) 当市では、令和2年度に堀大橋先の暗渠入口部の閉塞を防止するため、浚渫と改修工事を実施するとともに、堀排水路の流入部の浚渫を実施します。

また、新東名高速道路より上流の部分については、投棄された廃棄物の除去を行い、水路機能の支障になるような倒木や法面崩壊の有無を調査します。

効果

(1) 治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命や財産を守り、水源の涵養、生活環境の保全が図られます。

(2) 下流域への土砂流出を防ぐことで、県が実施している河床浚渫工事や河道整備の進捗にもつながります。

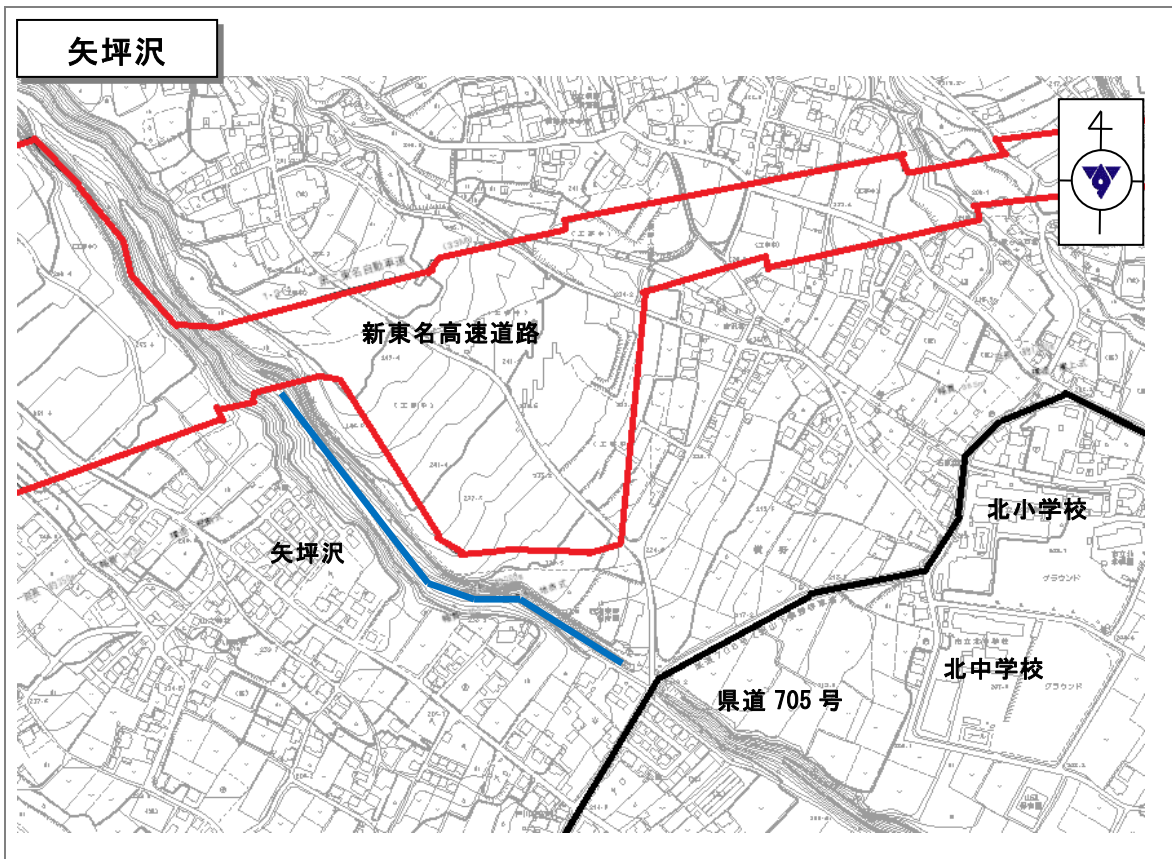
要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

環境農政局緑政部森林再生課

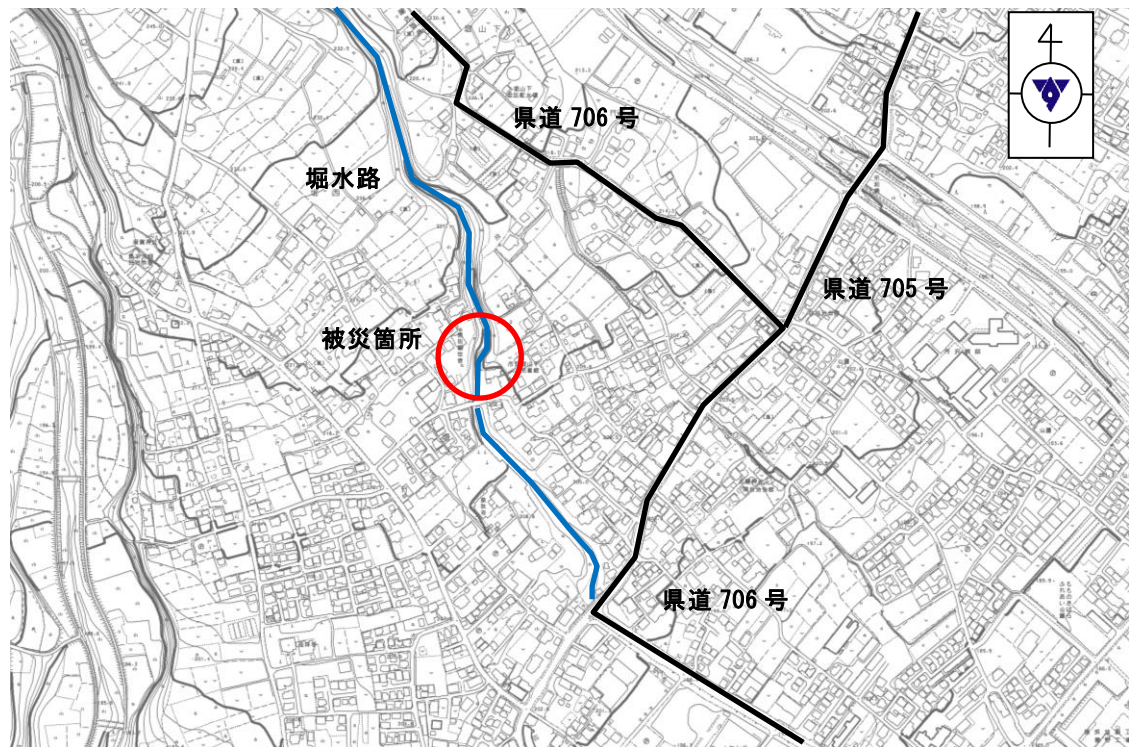
湘南地域県政総合センター農政部森林課

要望箇所図（1）



要望箇所図（2）

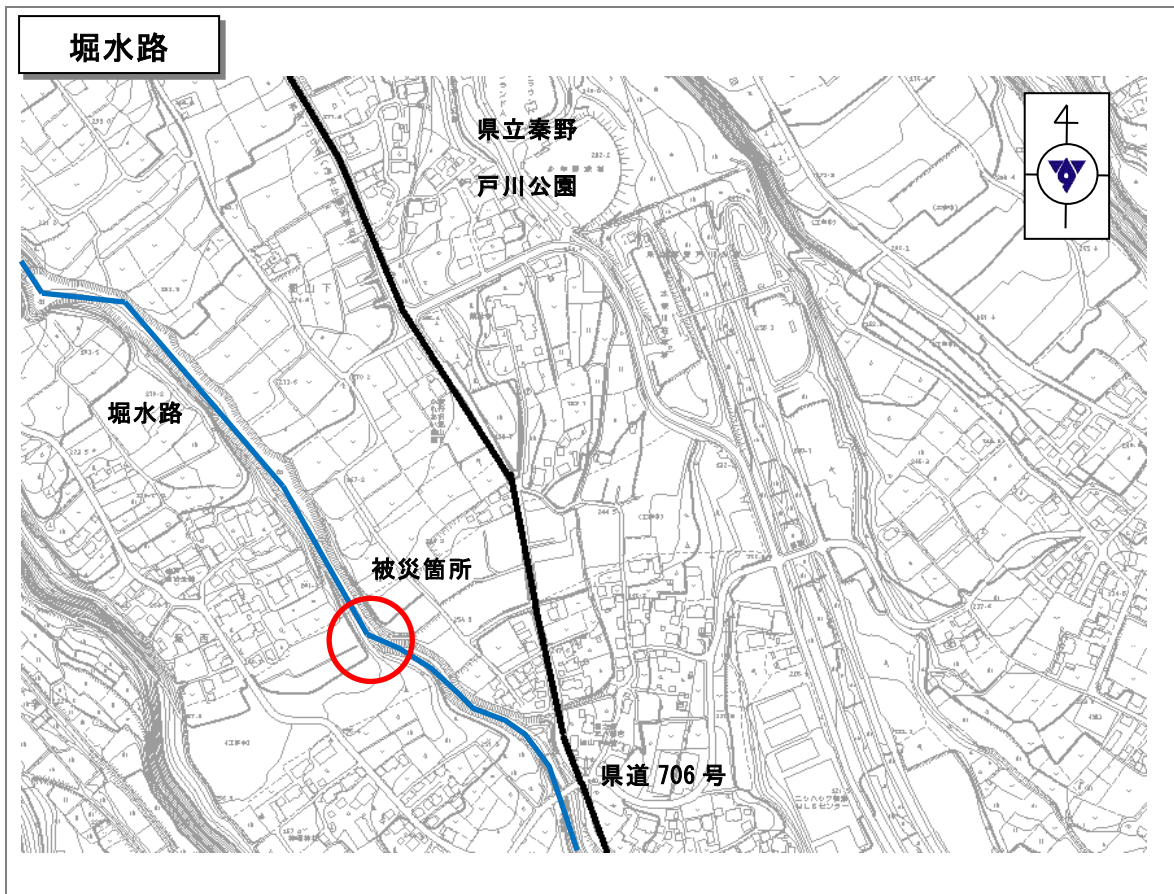
堀水路



被災箇所【堀大橋の暗渠入口】



要望箇所図（3）



被災箇所【新東名事業区域】



要望事項

地下水保全の観点から、一般家庭の合併処理浄化槽に係る補助要件を見直すようお願いします。

(1) 水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象地域を市街化調整区域全域とすること。

(2) 補助対象事業に、維持管理や更新を加えること。

現状

(1) 県では、「第3期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」（以下「第3期計画」という。）のもと、水源環境の保全・再生の取組を進めており、当市は、「地下水を主要な水道水源としている地域」として、地下水保全の推進地域に位置付けられています。下水道等の集合処理に適さない地域において、生活排水による河川の水質汚濁等を防ぐため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していますが、当市内の合併処理浄化槽の県補助対象区域は、四十八瀬川流域の市街化調整区域に限定されています。地下水が豊富な当市の市営水道の水源を守るためには、市街化調整区域全域を対象とする必要があります。

(2) 当市では、市街化調整区域の生活排水処理は、個人設置型合併処理浄化槽で対応することとしています。平成12年の浄化槽法の改正から19年が経過し、早期に整備（転換）した合併処理浄化槽は更新の時期を迎えます。しかし、維持管理や更新は第3期計画における合併処理浄化槽の補助対象事業とされていないため、市街化調整区域の市民には特別の負担が生じます。

効果

(1) 水源環境保全税は、主に受益を受ける市街化区域の市民だけでなく、水源環境の保全を担う市街化調整区域の市民にも賦課されているため、補助対象地域を市街化調整区域全域に拡大することにより、受益と負担の均衡が図られます。

(2) 補助対象事業に維持管理や更新を加えることにより、市民負担の軽減が図られるとともに、水道水源の保全が促進されます。

要望先

環境農政局緑政部水源環境保全課

要望事項

「第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画」、「第4次神奈川県ニホンジカ管理計画」、「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」、及び「神奈川県イノシシ管理計画」に基づき、次の事項の着実な実施をお願いします。

- (1) ニホンジカについて、計画に定める個体数・群れの管理目標の確実な達成を目指すため、本市が実施する広域獣害防護柵の点検調査や、管理捕獲の強化などの取組に対する所要額の確保
- (2) ニホンザル大山群の全頭捕獲、及び日向群や他の群れが適正規模となるよう、有効な管理対策の実施
- (3) イノシシについては、近年、急速に生息域が拡大し、鳥獣被害の主要因となっているため、捕獲許可に関する権限の市への移譲を見直すとともに、生息状況の把握及び被害の軽減に直結する繁殖抑制など、より実効性の高い管理対策の実施
- (4) 野生鳥獣が農地等に依存せずに生活するための山林環境の整備

現状

(1) 本市は、ニホンジカの被害防止策として、県と連携し10年以上にわたり、管理捕獲の強化等による効率的な個体数調整を進めています。しかし、局所的な生息密度の低下や植生回復が見られるものの、農業被害は恒常的に発生しています。

(2) ニホンザルについては、伊勢原市との連携により、大山群は、群れの縮小に至っていますが、日向群の南下による新たな被害発生への警戒や対応が必要な状況も生じています。

(3) イノシシについては、農業被害が、市内全域に拡大するとともに、生活被害の発生も懸念されています。このため、防護柵の設置や捕獲など既存の対策強化に加え、新たな対策の実施により個体数を減少させる必要が生じています。

(4) 鳥獣による被害は、その生息地が、里地里山から隣接する農地や宅地に近づいていることから、農業だけでなく、市民の生活環境にも及んでいます。

鳥獣の行動範囲の拡大を防ぎ、人と鳥獣との棲み分けを図るため、山林の生息環境整備が求められています。

効果

人と鳥獣との共生を図りながら、農作物・生活被害の軽減、丹沢山地全体の自然植生の回復、森林保護に伴う生物多様性の保全が図られます。

要望先

緑政部自然環境保全課

要望事項

全国育樹祭の誘致をお願いします。

現状

(1) 平成22年5月に開催された全国植樹祭では、県立秦野戸川公園で式典が開かれ、その周辺に、スギ・ヒノキの針葉樹のほか様々な広葉樹が植えられました。当市では、全国植樹祭以降も、毎年植樹祭を開催するなど、市民主体の植樹・育樹・活樹事業を実施し、市民の森林・里山の循環及び保全に対する理解促進に努めています。

(2) 当市では、平成28年度末に整備したカルチャーパークの一角に、植樹記念広場を設け、全国植樹祭で天皇・皇后両陛下が播かれた種から生長したスダジイとコブシを移植し、来場者が観賞できるようにしています。当施設は、文化、教養、スポーツ、レクリエーションの拠点施設であり、全国育樹祭のセレモニー会場として利用できると考えています。

(3) 当市は、市民や里地里山再生団体と協働した里地里山の保全再生への取組が評価され、環境省が選定した全国4地域の一つとして「里地里山保全再生モデル事業」を実施しています。平成26年度には、「生物多様性地域連携保全活動計画」を策定して、里地里山の保全・再生・活用活動を推進しているほか、生物多様性保全上重要な里地里山500箇所にも選ばれています。

(4) 当市では、大正時代から約1世紀にわたり学校林として児童自らが自分の手で大切に育てた秦野産材（ヒノキ）を東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村「ビレッジプラザ」に提供しています。

(参考) 全国育樹祭の開催状況 (平成21～令和元年)

全国育樹祭開催年	開催地	全国植樹祭開催年
平成23年	奈良県	昭和56年
平成24年	静岡県	平成11年
平成25年	埼玉県	昭和34年
平成26年	山形県	平成14年
平成27年	岐阜県	平成18年
平成28年	京都府	平成3年
平成29年	香川県	昭和63年
平成30年	東京都	平成8年
令和元年	沖縄県	平成5年
令和2年【予定】	北海道	平成19年
令和3年【予定】	大分県	平成12年
令和4年【予定】	茨城県	平成17年

※全国育樹祭は、第1回(昭和52年)から第44回(令和元年予定)まで、本県での開催はありません。開催地は、例年、8月末に開催される国土緑化推進機構の定時総会で決定されます。

効果

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、木材を使った国立競技場やビレッジプラザなどの大規模建築物が建設され、県産木材に対する市民の関心も高まると考えます。さらに、全国育樹祭が開催されれば、市民主体の持続可能な森林づくりの推進につながります。

要望先

環境農政局緑政部森林再生課

要望事項

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立ち入り調査や調査結果に基づく指導など、連携強化をお願いします。

現状

(1) 当市の焼却施設については、老朽化に伴い、2施設から1施設とする計画です。そのため、1施設での焼却体制に向けた可燃ごみの減量が急務となっており、「草木類の分別収集」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を4つの柱に据え、それぞれに減量目標を設定し、事業を展開しています。

(2) そのうち、事業系ごみについては、焼却施設における展開検査を年1回から月1回に増やし、事業系一般廃棄物への産業廃棄物や資源物の混入状況を把握し、一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し分別の徹底を指導しているところです。

(3) 県でも、産業廃棄物である廃プラスチック類のリサイクル方法や取り扱い業者を紹介するなど、適正処理の啓発をされていますが、市町村の焼却施設における廃プラスチックをはじめとする産業廃棄物の混入は依然として多い状況にあります。

効果

産業廃棄物が適正に処理されることで、事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入が抑制され、可燃ごみの減量が促進するとともに、「プラごみゼロ宣言」に基づく廃プラスチック等の資源化が推進されます。

要望先

環境農政局環境部資源循環推進課

要望事項

市民が安心して医療を受けることができるよう、分娩環境の整備及び地域医療の連携体制の強化に向け、次の事項を要望します。

- (1) 産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の実情を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対応するため、「第7次神奈川県保健医療計画」に基づく「周産期救急医療システム」における医療圏格差の解消や産科医師分娩手当補助事業の拡充
- (3) 既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助、医師が都市部に集中しないシステムの構築など、総合的な救急医療体制の整備、充実

現状

(1) 当市の地域医療において中核的な役割を担う秦野赤十字病院については、①平成27年2月から分娩が休止、②小児科医の不足により平成29年度から小児の入院及び二次救急の受け入れが休止、③医師不足により救急患者を受け入れられず、市内の救急搬送者の約4割が市外の医療機関に搬送、など非常に深刻な状況にあります。

(2) 県では、「第7次神奈川県保健医療計画」の一環として「医師確保計画」を策定され、産科医等が不足している地域の危機的状況を改善し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するため、医療従事者の確保対策に取り組まれています。

しかし、確保に関する指標として、医師の年齢や労働時間を踏まえて算出される全国一律の医師偏在指数を導入したことにより、15歳から49歳の女性人口10万人当たりの産科・産婦人科医師数について、当市を含めた湘南西部地域は、従来の計画では、県平均に対

して3. 2人少ない状況であったものが、7. 4人多い状況となりました。これは、当地域に周産期救急医療システムの基幹系病院が存在することにより医師偏在指数が高めに算出されたものと考えられ、地域の実情とは大きく異なるものです。

(3) 医師不足の解消には、医学生への修学資金貸付の拡充、臨床研修医制度の見直し、医科大学との連携などに加えて、医師が働き続けることができる環境の整備が必要です。

看護師不足の解消についても、看護学生への修学資金貸付の拡充、働き続けることができる環境の整備等、抜本的な対策を講じる必要があります。

(4) 様々な症状、疾病の患者が増加しているため、総合的な救急医療体制の整備・充実、その救急医療体制を支える地域医療との連携強化が必要ですが、勤務時間等の労働条件が過酷であることや、医療事故等の訴訟リスクも高いことから、産科、救急医療に携わる医師の確保が困難な状況となっています。

効果

(1) 「第7次神奈川県保健医療計画」では、県民の視点に立った安全・安心で質の高い医療体制の整備において、公的病院等として「秦野赤十字病院」が位置付けられています。同病院の機能強化に向け県の支援が行われることで、市域における周産期医療体制が整備され、市民が安心して子どもを産み、育てる環境づくりの推進につながります。

併せて、小児救急、周産期医療の体制が整備されることにより、患者が症状に応じた適切な治療を地域で受けることができ、地域の実情に合わせた安全・安心な地域医療の実現が図られます。

(2) 医療従事者の養成・確保体制を強化することにより、医療圏格差が解消されるとともに、地域医療の確立につながります。

要望先

健康医療局保健医療部医療課

要望事項

障害者の就労支援機能等を強化するため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」に位置付けるようお願いします。

現状

(1) 国は、障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」（以下「就業支援センター」という。）の設置を推進しており、設置者である都道府県に対し、人口80万人当たり1か所を目安とする方針を示しています。県では、障害保健福祉圏域ごとに1か所設置するとしていますが、「地域共生型社会」実現のためには、地域の実情に応じて増設する必要があると考えます。

(2) 就業支援センターは、県から指定を受けた社会福祉法人が、国・県・市から助成を受けて運営し、就業支援担当者が常駐してハローワークや地域障害者職業センターと連携を密に取りながら、障害者の就労支援を行っています。

(3) 当市の属する湘南西部障害保健福祉圏域の就業支援センターは、平成20年4月から、平塚市の社会福祉法人進和学園「サンシティひらつか」が受託していますが、当圏域には、東海道線と小田急線とで生活圈域が分かれる鉄道が2路線あり、小田急線圏域に住む障害者が、就労支援や地域生活の定着支援を受けたい場合に、公共交通機関を利用して、気軽に利用することが難しい状況にあります。

また、障害者の就労相談を行うハローワークは松田町にあるため、連携が取りにくい面があります。

(4) 当市では、平成29年10月に、施設や病院から地域生活に移行する障害者を支援するため、障害者地域生活支援拠点「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」(以下「ぱれっと・はだの」)を整備し、相談支援事業、就労支援事業、地域活動支援事業を行っています。このうち、就労支援事業については、定期的に「ハローワーク松田」や「サンシティひらつか」と情報交換を行っており、「ぱれっと・はだの」に登録することにより、就業支援センターと同等の就労支援を行っています。

(5) 障害者の重度化や「親亡き後」を見据え、相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点の重要性はますます高まります。障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、様々な支援を切れ目なく提供する仕組みづくりが急務です。

効果

(1) 「ぱれっと・はだの」を就業支援センター事業に位置付けることにより、就業支援担当者の設置等、就労支援機能が強化され、障害者雇用の更なる推進が図られます。

(2) 当市は、伊勢原市、中井町、松田町、二宮町に近接しており、「ぱれっと・はだの」は県央西部の就業支援センターとしての機能を担うことができます。

(3) 複合的な課題や生活上の困難を抱える人への包括的な支援が可能となることにより、「地域共生型社会」の実現につながります。

要望先

産業労働局労働部雇用労政課

要望事項

介護、障害、保育等の福祉施策に係る事業者の人材確保等を図るため、次の事項を要望します。

- (1) 地域区分については、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう、国への働きかけをお願いします。
- (2) 介護従事者不足対策として、「生活援助従事者研修」を総合職業技術校のカリキュラムに取込み、県の事業として実施するようお願いします。また、実現までの間、本市が実施する「生活援助従事者研修」の会場として、西部総合職業技術校の使用について御配慮をお願いします。

現状

(1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分（地域手当の級地区分）については、平成26年度人事院勧告により見直しが行われました。しかし、生活圏が同一であり、給与水準や家賃水準がほぼ同水準である近隣の自治体が、引上げや高い水準のまま据え置きとなる中、当市の地域区分は、見直し前と同じ6 / 100と低水準のまま据え置きとなりました。

令和元年12月には「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」が示され、地域区分の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち最も近い地域区分まで引き上げる仕組みを導入すべきとされていますが、本市は見直しの対象外となっています。

地域区分の据え置きによって近隣自治体と不均衡が生じることは、市内の福祉施策に係る事業者の運営や人材の確保に多大な影響を与えるため、結果として、福祉施策全体の質の低下につながるものが危惧されます。

(2) 要介護認定者のうち状態が比較的軽度な方にも介護福祉士等の限られた介護人材がサービス提供していることで、介護従事者不足が発生しています。平成30年度からは、従来の介護福祉士等に加え、「生活援助従事者研修」受講者も、要介護認定者に生活援助サービスを提供できるようになりましたが、神奈川県下では現在指定を受けている研修事業所はありません。

そのため、本市では、平成28年度から実施している市独自の研修(認定ヘルパー研修)に加え、「生活援助従事者研修」を今年度から市の事業として実施する予定です。

しかし、本市では研修用のベッド等を所有していないため、市内の特別養護老人ホームに委託し、施設の空床を利用して行わざるを得ず、継続的に実技を伴う研修を行うことが困難な状況にあります。

効果

(1) 地域区分が高いことを背景に、給料が当市と比べて高い水準にある自治体にある事業所へ就労する傾向が改善され、物価水準や生活圏等が同じ地域における事業所運営費の均衡が図られることにより、職員の給与水準に起因する地域間格差がなくなり、事業者が職員の確保を含めて公平で安定的な運営を行うことができます。

(2) 現在、要支援者の生活援助を行っている認定ヘルパーの方等が生活援助従事者となることで、要介護及び要支援のどちらの状況の方であっても生活援助サービスを提供できるようになり、介護従事者不足対策につながります。また、設備の整った西部総合職業技術校を活用することで、研修が円滑に実施できます。

要望先

福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課
福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課
福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

要望事項

1 学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるように、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について国への働きかけをお願いします。

また、実現まで市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設をお願いします。

2 学校給食調理場の職場環境改善（安全衛生管理及び熱中症対策等）及び長寿命化（老朽化対策）の観点から行う「施設改修」及び「設備更新」等に対する補助制度の創設について、国への働きかけをお願いします。

現状

1 栄養職員の配置基準は、自校調理場では児童生徒数550人以上に1人、550人以下の小規模調理場は4校に1人、共同調理場（学校給食センター）では、1,500食以下で1人、1,501食～6,000食で2人とされています。

こうした中、国を挙げて取組んでいる食育及び地産地消の推進や、複雑・多様化する食物アレルギー等の課題に適切に対応するためには、各調理場への栄養職員の配置が不可欠であり、基準に満たない調理場は市町村が全額を負担して独自に配置している状況です。

2 給食施設は菌やウイルスの発生源となりやすく、食の安全・安心を確保するためには、学校給食調理場の衛生環境改善が必要不可欠ですが、現在の補助制度では、洗い場の改修・転換等は補助対象とされていないため、市単独での整備が困難となっています。

効果

1 提供方式や公設・民設を問わず全ての調理場に栄養職員を配置することで、国が推進する食育及び地産地消の取組にきめ細やかに対応することが可能となります。また、複雑・多様化する食物アレルギー等に適切に対応し、学校給食における食の安全・安心を確保することで、食を通じた児童生徒の健全育成に効果が期待できます。

新たに開始する中学校給食事業では、開始年度の当初から学校栄養士が配置されることで、円滑な事業開始のための準備が可能となります。

2 給食調理場の環境改善は安全衛生の向上につながり、国が推進する働き方改革の一環としても教職員等の負担軽減に効果が期待できます。また、補助制度の創設により給食施設・設備の長寿命化を促進することで、市町村の財政的負担を緩和し、学校給食調理場の安全衛生管理の向上につながります。

要望先

教育局行政部教職員人事課

教育局行政部財務課

要望事項

東海大学駅前交番（秦野市南矢名一丁目14番3号）について、引き続き、東海大学前駅南口広場の区域内への移転・整備を推進し、令和3年度内での供用開始をお願いします。

現状

- (1) 平成15年9月10日及び平成28年11月25日付けで、地元自治会等から秦野警察署に対し、東海大学駅前交番の移転についての要望書が提出され、同日付けで、当市に対しても同趣旨の要望書が提出されています。
- (2) 当交番が管轄する区域で発生する犯罪件数は、年間約100件あり、特に、空き巣やオートバイ・自転車の盗難が多発し、地域住民の不安が増しています。
- (3) 当交番には、犯罪や事故だけでなく、放置車両などの駐車苦情、飲酒トラブルやけんかなどの粗暴行為、騒音苦情、近隣トラブルなど様々な相談が寄せられますが、施設が狭く、誰もが気軽に相談できる環境とはいえない状況です。
- (4) 東海大学前駅は、地域住民だけでなく、通勤・通学など市外の利用者も多く、道案内や遺失・拾得物の届出等に当たり、当交番の場所が分かりにくい状況です。
- (5) 移転先の候補地については、駅南口広場の区域内に確保されています。
- (6) 県では、令和2年度中に交番移転に向けた設計業務が行われる予定です。

(参考) 令和元年秦野警察署交番別の犯罪発生件数等 (駐在所は除く)

交番名	犯罪発生件数／年	駅乗降者数／日
秦野駅前交番	88件	42,011人
渋沢交番	91件	27,175人
鶴巻交番	60件	14,963人
東海大学駅前交番	88件	38,909人
桜町交番	97件	
南が丘交番	31件	
南矢名交番	47件	

※駅乗降者数は、令和元年度実績。

効果

(1) 交番が分かりやすい場所に移転することにより、利便性が向上するとともに、犯罪の抑止効果も期待でき、市民や駅利用者の安全・安心につながります。

(2) 交番敷地が広くなることにより、パトカーや女性警察官の配備に必要な施設を整備するために必要な用地が確保でき、より迅速な対応、子どもや高齢者等が安心して相談できる環境を整えることが可能となります。

要望先

警察本部地域部地域総務課